



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

Health Promotion

令和8年度
学校健康教育必携

埼玉県教育委員会

第 2 章 学校健康教育の推進方策

I 学校保健の充実

II 学校安全の推進

III 学校における食育の推進

IV 各分野の最新動向や現代的健康課題への対応、実践事例等

1 生命（いのち）の安全教育

2 実践事例：地域学校保健委員会の実践報告

3 学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査

4 学校事故対応に関する指針【改訂版】概要

5 実践事例：ICTを活用した学校における食育の実践

I 学校保健の充実

学校保健とは、学校において、児童生徒の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような資質・能力を育成することなど、学校における**保健教育**と**保健管理**のことである。

多様化・複雑化している子供の現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本になることから、教職員が共通の認識(基本的な知識と理解)を持ち、**学校保健計画**に基づき、学校内の関係組織が十分に機能し、全ての教職員で学校保健を推進できるよう組織体制の整備を図り、保健教育と保健管理に取り組むことが必要である。

学校保健

学校健康教育

学校給食

(食育)

学校安全

学校保健の3領域

保健教育

保健管理

組織活動

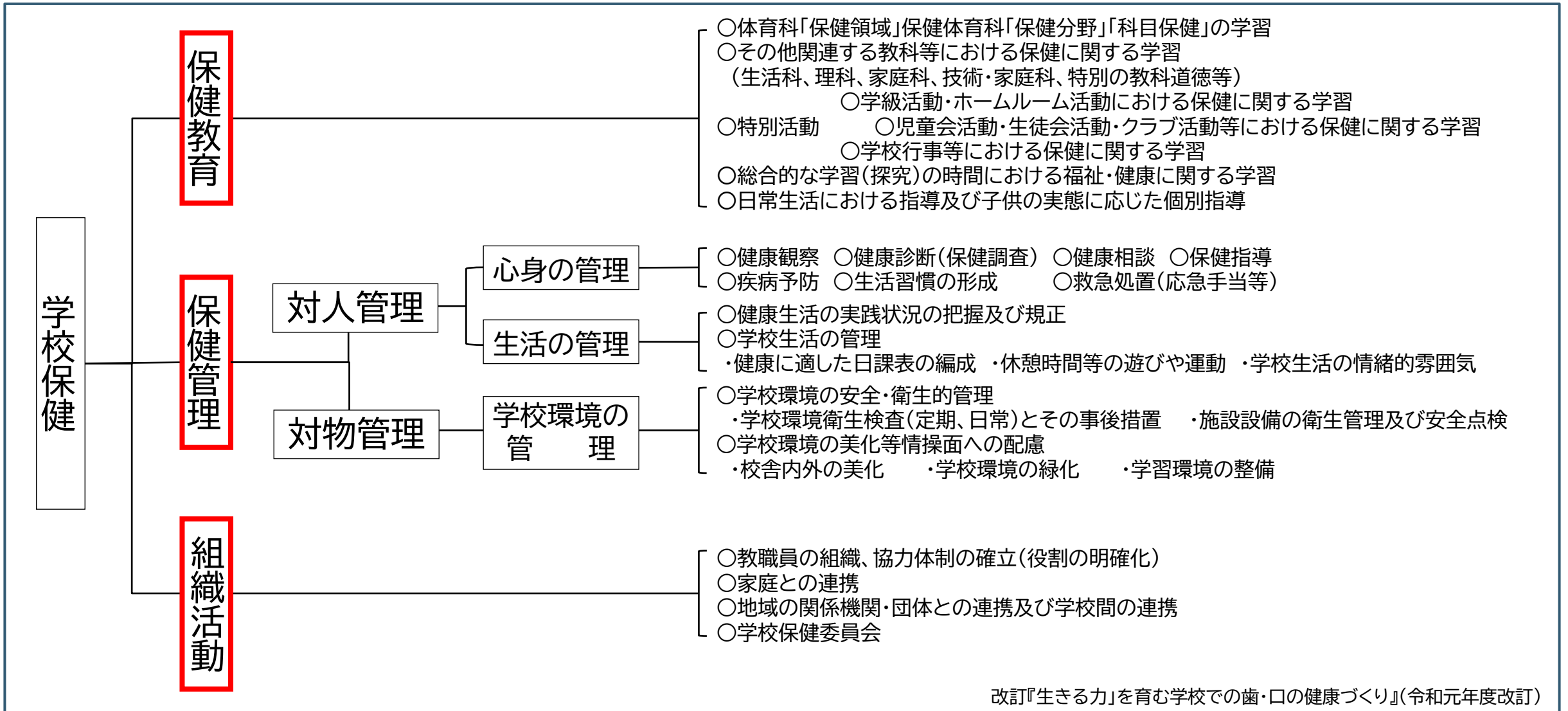
○学校保健計画

学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画である。毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況等の評価を踏まえ、作成されるべきものであり、

- ①児童生徒及び職員の健康診断
- ②環境衛生検査
- ③児童生徒に対する指導に関する事項
- ④組織活動

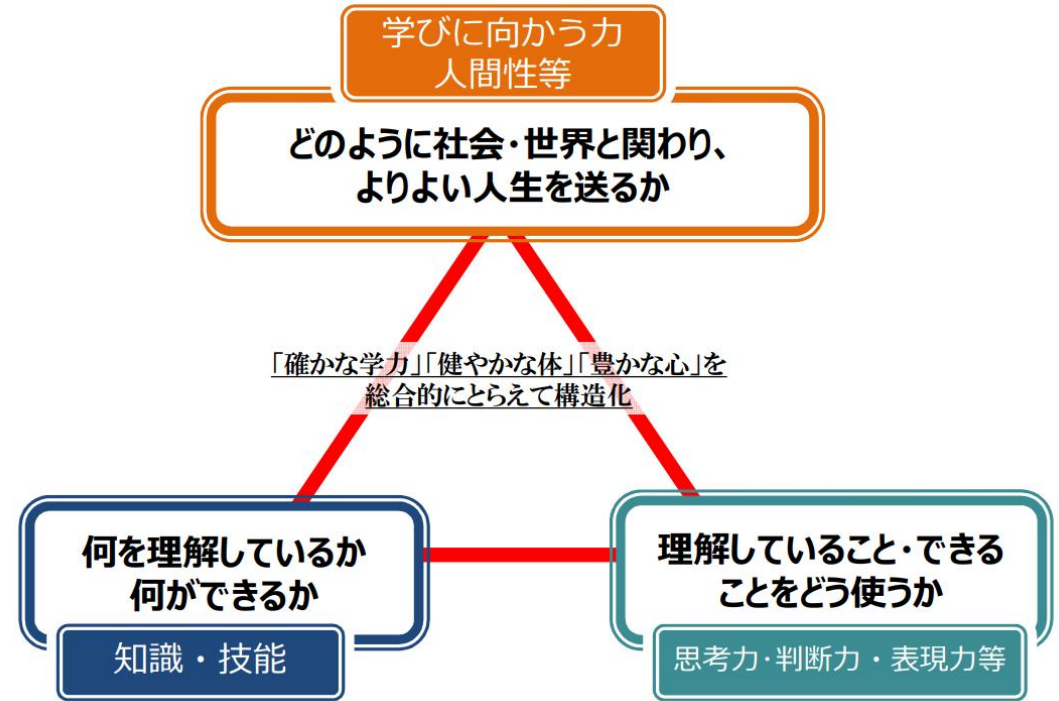
を必ず盛り込み、原則として保護者等の関係者に周知を図ることが必要である。
(学校保健安全法 第5条)

I 学校保健の概要－領域・内容



I-1 保健教育

- ・関連教科(体育科、保健体育科、生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科道徳等)や総合的な学習(探究)の時間、特別活動などにおいて、それぞれの特質に応じて適切に行うこと。
- ・児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することのできる資質・能力を育成すること。
- ・指導に当たっては、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校保健計画に基づいて保健教育の充実に努めること、教職員の共通理解を図り学校の教育活動全体で実施すること。
- ・教科等横断的な視点で資質・能力を育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくこと。
- ・指導に際しては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。地域の保健・医療機関等の参画、及び養護教諭、栄養教諭、学校医等との連携・協力を推進するなど、指導方法を工夫することも効果的である。



「保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり-令和4年度発行-」(令和5年3月 埼玉県教育委員会・埼玉県学校保健会)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/192322/naruhodo.pdf>

「保健教育の指導と評価 令和4年度版」(令和5年3月 日本学校保健会)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050010/index_h5.html#

「改訂『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引き」(令和3年3月 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/20210310-mxt_kouhou02-1.pdf

「改訂『生きる力』を育む小学校・中学校保健教育の手引き」(平成31年3月 令和2年3月 文部科学省)

[mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052_2.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2019/07/12/1334052_2.pdf)

「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、同－感染症編－」(平成23年2月 平成24年2月 埼玉県教育委員会)

中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)(平成28年12月21日)

I-1 保健教育

○各教科の特質

体育「保健領域」、 保健体育「保健分野」「科目 保健」の学習	○体育科・保健体育科において、学習指導要領に示された内容を学習する。生涯を通じて自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育成することを目標として学習内容が体系的に位置付けられている。指導に当たっては、それぞれの発達の段階に応じた指導を工夫することが求められる。
その他関連する教科等における保健に関する学習(生活科、理科、家庭科、技術・家庭科、特別の教科道徳等)	○各教科の目標や特質に応じて行い、健康への関心をより高めたり、健康に対する理解を深めたり、思考力・判断力・表現力等を様々な角度から育成することをねらいとし、各教科の単独での指導ではなく、相互に関連を図った指導が重要である。
特別活動	○特別活動の「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の内容は、児童生徒に共通した問題であるが、一人一人の理解や自覚を深め、意思決定とそれに基づく実践等を重視する活動である。児童生徒にとって身近な問題や切迫感のある題材を取り上げ、話し合いを通してその原因や対処の方法などについて考え、自己の問題の解決方法などについて意思決定し、強い意志をもって粘り強く実行していく活動が中心になる。
総合的な学習(探究)の 時間	○探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成する。探究的な学習の過程を一層重視し、各教科等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活において活用できるものとするとともに、各教科等を越えた学習の基盤となる資質・能力を育成する。
○日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導	

評 価 〈保健教育全体〉

下記資料を参考に指導方法を工夫したか。

- ・改訂「生きる力」を育む小学校保健教育の手引(平成31年3月 文部科学省)
- ・改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引(令和2年3月 文部科学省)
- ・改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引(令和3年3月 文部科学省)
- ・「保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり—令和4年度発行—」(令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会)
- ・保健教育における個別指導の考え方、進め方(令和6年3月 日本学校保健会)

I-1 保健教育－各分野の評価

心	<input type="checkbox"/> 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。 <input type="checkbox"/> 体育科・保健体育科の保健の内容は、確実に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。
薬物乱用防止教育	<input type="checkbox"/> 薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者や地域の方々に参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。 <input type="checkbox"/> 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。 <input type="checkbox"/> 専門性を有する外部講師の協力を得るなどして、最新の情報収集に努めたか。 <input type="checkbox"/> 麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の危険性について触れたか。 <input type="checkbox"/> 「薬物乱用防止教室マニュアル<令和5年度改訂>」(令和6年3月 日本学校保健会)「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(改訂)」(小令和2年3月中令和3年3月 高令和4年3月 日本学校保健会)「興味をもって取り組める医薬品の教育 小・中・高等学校での実践事例集(平成31年3月 日本学校保健会)」を参考に指導方法を工夫したか。
性	<input type="checkbox"/> 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。 <input type="checkbox"/> 全体計画、年間指導計画に基づき学校全体で共通理解を図り、実施しているか。 <input type="checkbox"/> 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意思決定と行動選択ができるような指導になっているか。 <input type="checkbox"/> 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。 <input type="checkbox"/> 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、同一感染症編－」(平成23年2月平成24年2月 埼玉県教育委員会)「学校における性教育実践のための事例集」(平成19年3月 平成21年3月 埼玉県教育委員会)
がん	<input type="checkbox"/> 学習指導要領、同解説のがんに関する指導内容は確実に実施されているか。 <input type="checkbox"/> 発達段階を踏まえた効果的な指導となっているか。 <input type="checkbox"/> 指導の在り方や内容については、学級担任、養護教諭などの校内における連携や、学校医・がん専門医をはじめとする医療従事者、がん経験者やがん患者等の外部指導者の協力を得て、効果的な指導ができたか。 <input type="checkbox"/> 小児がんや重病・難病等の当事者や、家族にがん患者がいる、家族をがんで亡くした児童生徒等に対して、十分な配慮をしながら指導をしているか。 <input type="checkbox"/> 「がん教育推進のための教材」、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」、「補助教材」(令和3年3月 文部科学省)の活用を図っているか
歯と口	<input type="checkbox"/> 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践ができたか。 <input type="checkbox"/> CO・GOの児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。 <input type="checkbox"/> 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。 <input type="checkbox"/> 「生きる力を育む学校での歯・口の健康づくり 令和元年度改訂」を参考に指導方法を工夫したか。
習生活	<input type="checkbox"/> 定期健康診断結果などから児童生徒個々の健康状況を把握し、健康課題の解決に向けた取組が行われたか。 <input type="checkbox"/> 学校での共通理解のため、保護者や関係機関との連携を図り、取組が実践されたか。

I-1 保健教育 (1) 心の健康

<現状と課題>

児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るためには、規則正しい生活習慣を身に付けるとともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処できる力が必要である。

社会環境の変化は、児童生徒の心身の健康にも大きな影響を与えており、いじめ、不登校、児童虐待などの心の健康に関する問題も深刻化している。

インターネットの普及・低年齢化は、メールやSNSを通じた繋がりに依存することにより、人間関係が希薄化になるなど課題も指摘されている。

児童生徒への心の健康に関する指導に当たっては、社会性を育成し自己肯定感や自己実現を高める指導内容に加え、IT社会への対応や行動嗜癖などについても十分な配慮が必要である。

自殺統計に基づく年間自殺者数における小中高生の自殺者数は年々増加しており、精神保健に関する知識の向上に努めなければならない。

<対策>

ア 学習指導要領解説の「心の健康・精神疾患」に関する内容について、小学校・中学校・高等学校の保健の学習で、それぞれの発達の段階に応じて系統的に指導する。小学校では「不安や悩みへの対処」、中学校では「ストレスへの対処と心の健康」、高等学校では「精神疾患の予防と回復」について学習する。

イ 関連教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習(探求)の時間などの特性を生かしつつ、相互に補完し効果的に指導する。

ウ 心の健康に関する指導を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭などの校内における連携や学校医、学校歯科医、学校薬剤師など専門家の参加・協力を得るなどして指導方法を工夫する。また、「学校における子供の心のケア -サインを見逃さないために-」(平成26年3月 文部科学省)、「心の健康ハンドブック」(令和5年3月 日本学校保健会)の活用を図る。

評価〈心の健康〉

- 学校保健計画は児童生徒の実態や現代的健康課題を考慮した計画になっているか。
- 体育科・保健体育科の保健の内容は、確実に実施されているか。
- 各学校の実態に即した心の健康に関する指導はできたか。

I-1 保健教育 (1) 心の健康ーギャンブル等依存症

R6.11.6付け教保体第1240-枝番号(1:県立高校 2:県立伊奈学園中学校 3:各市町村教育委員会教育長)
「ギャンブル等依存症予防啓発ポスターの活用について(依頼)」

◆中高生向けのギャンブル等依存症予防啓発ポスター

- ・長期休業前後に掲示
 - ・ギャンブル等依存症問題啓発週間(毎年5月14日～5月20日)等に掲示
- 今後は、保護者が来校する保護者面談の期間にポスターを活用するなど、継続的に啓発いただく。



◆高等学校保健体育(科目保健)の授業との関連

- ・「(1)現代社会と健康 (オ)精神疾患の予防と回復」の内容で、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」ことが示されていることから、授業とも関連させてポスターを活用することも効果的である。

◆中学校段階からの系統的な指導について

- ・ギャンブル等やゲームなどの嗜癖行動は開始年齢が早いほど、「依存症」に陥りやすいと言われており、ギャンブル等やゲームなどにのめり込まないようにするためには、これまで喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育でも行われているように、**ストレスに対する適切な対処方法**を身に付ける必要がある。
- ・オンラインゲーム等で課金して、ゲーム内で用いるアイテム等を獲得する「ガチャ」は、ギャンブル等と同じように偶然によって利益を得ることができる度合いが高く、**ギャンブル等につながる危険性があると言われて**いることから、スマートフォン等情報端末の適切な使用についても指導が必要である。

I-1 保健教育 (2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育

<現状と課題>

青少年の薬物乱用問題については、依然として全薬物事犯の検挙者数は横ばいで推移し、特に、大麻事犯は増加傾向で、全検挙者の半数を若年層が占めており、「大麻乱用期の渦中」と言われている。

また、令和6年度飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査において、中学生の市販薬乱用の過去1年の経験率が1.8%であることが示され、市販薬の乱用が深刻に広がっていることが示唆された。

学校においても、薬物乱用はいつ・どこでも起こり得るという危機感をもって児童生徒へ指導する必要がある。その際、家庭や地域と連携して指導を進め、特に保護者に対して、学校と共通の認識をもって指導するよう働きかけることが大切である。

また、喫煙、飲酒に関しては、健康障害が社会問題になっているとともに、薬物乱用の入り口とも言われていることから、小学校から発達段階に応じて指導することが重要である。

<対策>

ア 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する内容が小学校・中学校・高等学校学習指導要領の教科(体育・保健体育)の中に位置付けられ、体系化が図られている。各段階での指導内容と系統性を把握し、効果的に指導する。

イ 薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、年1回以上開催する。薬物乱用の健康被害を十分理解させるため、専門性を有した学校医、学校薬剤師、警察職員、保健所職員及び薬物乱用防止指導員等の協力を得て実施し、麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の危険性についても必ず触れるよう指導する。

ウ 知識の習得だけでなく、自尊感情を高めたり、思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動を取り入れたりして、適切な意志決定や行動選択の基礎を培う。

エ 薬物乱用の根絶には、保護者や地域の方々との連携・協力が不可欠であるため、保護者が薬物乱用防止教室へ積極的に参加できるよう工夫する。また、薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得るため、日時や場所だけでなく、学校がこのような取組を行う理由などについても、家庭へ周知する。

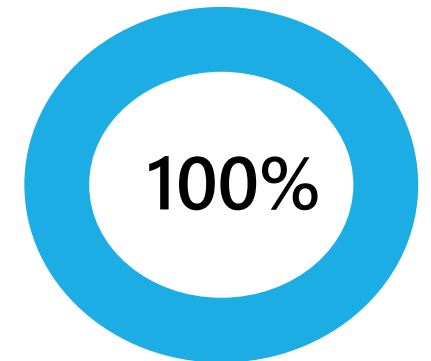
I-1 保健教育 (2) 喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育－薬物乱用防止教育の推進

- ・薬物乱用防止教室は、**学校保健計画に位置付け、年1回以上、開催**する。
- ・薬物乱用防止教室において、**大麻や危険ドラッグの危険性**について触れ、実態に応じて、**医薬品の過量服薬の害**などについても指導する。
- ・教職員、生徒だけでなく、**保護者や地域住民に参加を求めて開催**する。
- ・日時や場所だけでなく、**学校がこのような取組を行う理由を周知**するなどして薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得る。
- ・学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の**外部講師**の協力を得て、最新の情報収集に努める。



令和7年度学校健康教育
実践状況調査結果より

Q 薬物乱用防止教室を
実施しましたか？



評 価 〈薬物乱用防止教育〉

- 薬物乱用防止教室を、学校保健計画に位置付け、保護者や地域の方々に参加を促し、年1回以上計画的に実施できたか。
- 学校・家庭・地域が一体となって薬物乱用防止教育を進めることができたか。
- 専門性を有する外部講師の協力を得るなどして、最新の情報収集に努めたか。
- 麻薬・覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の危険性について触れたか。
- 「薬物乱用防止教室マニュアル〈令和5年度改訂〉」(令和6年3月 日本学校保健会)「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料(改訂)」(小令和2年3月中令和3年3月 高令和4年3月 日本学校保健会)「興味をもって取り組める医薬品の教育 小・中・高等学校での実践事例集(平成31年3月 日本学校保健会)」を参考に指導方法を工夫したか。

◆薬物乱用防止教育のスライド資料集

公益財団法人 日本学校保健会

小学校

薬物乱用の害と健康

「薬物乱用」って？

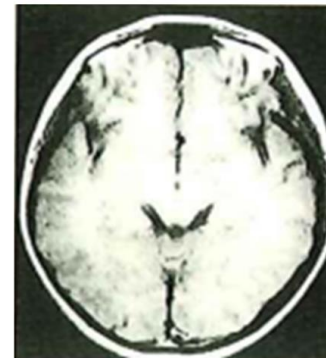
法律で禁止されている薬物を使ったり、
病気を治す目的以外で薬を使ったりすることを、
「薬物乱用」といいます。



1回の使用でも「乱用」といいます

薬を一度にたくさん飲むことも問題に
ています

薬物乱用の害



正常な人の脳



脳の中央に
空洞が広がって
います

シンナー乱用者の脳

出典：日本学校保健会 薬物乱用防止教育のスライド資料集

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>

参考：文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353626.htm

◆薬物乱用防止教育のスライド資料集

公益財団法人 日本学校保健会

高等学校

薬物乱用と健康

違法薬物の種類

大麻

※麻薬及び向精神薬取締法等で規制されている

[症状の例]

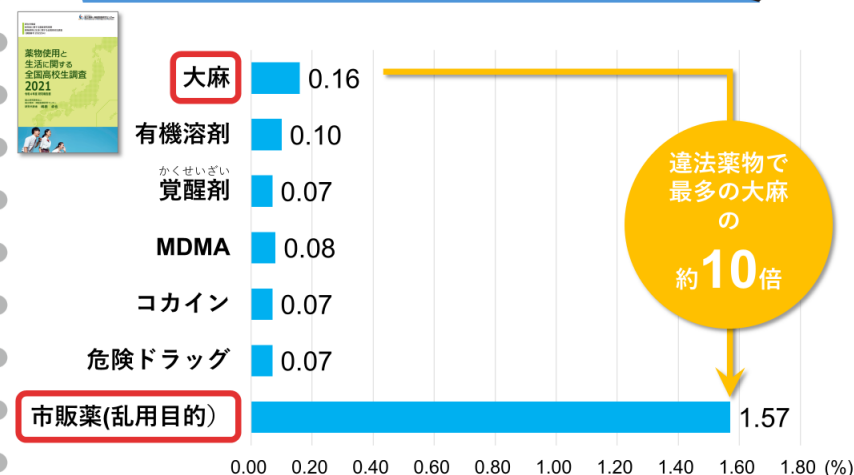
- 記憶や学習能力の低下、知覚の変化などが起
- 長く続けると、依存症になったり、うつ病のリスクを増加させたりする



写真：(公財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターより

[俗称]
ハッピー
リキッ

この1年間に、使用したことがありますか？



出典：日本学校保健会 薬物乱用防止教育のスライド資料集

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/277>

参考：文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353626.htm

出典：薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2021）（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）
(https://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/report/pdf/highschool2021_ver2.pdf)

I-1 保健教育 (3) 性に関する指導

<現状と課題>

近年国民の性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化している。

このような中、性に関する問題行動や若年層の性感染症の増加が問題となっており、性に関する悩みや不安を抱える児童生徒も増加している。

このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

そのためには、児童生徒の実態を的確に把握し、①発達の段階を踏まえること、②学校全体で共通理解を図ること、③保護者の理解を得ること、④各教科における指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことに配慮して、性に関する指導は、学校教育活動全体を通じて充実させる必要がある。

令和7年度学校健康教育
実践状況調査結果より

Q 性に関する指導を行いましたか？

100%

性に関する指導について
全学校種100%達成項目

【指導内容】

- ・ 体の変化(思春期)
- ・ 異性に対する理解

【実施に当たって】

- ・ 家庭の理解・協力を得ながら進めた
- ・ 学校全体で共通理解を図っている

I-1 保健教育 (3) 性に関する指導

<対策>

- ア 児童生徒の実態に応じた性に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成する。
- イ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領(体育・保健体育)に性に関する指導の内容が、児童生徒の発達の段階に応じて示されている。学習指導要領に示された保健の指導内容を確実に指導する。
- ウ 関連教科、特別活動、総合的な学習(探求)の時間などの特性を生かしつつ、集団指導と個別指導を相互に補完して指導を進める。
- エ 学校における性に関する指導の進め方については、「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－」(平成23年2月 埼玉県教育委員会)、「知識を活用した保健学習－感染症編－」(平成24年2月 埼玉県教育委員会)、「学校における性教育実践のための事例集」(平成19年3月 埼玉県教育委員会)、「学校における性教育実践のための事例集 第Ⅱ集」(平成21年3月 埼玉県教育委員会)、「保健教育指導参考資料 なるほど！保健の授業づくり－令和4年度発行－」(令和5年3月 埼玉県学校保健会 埼玉県教育委員会)の活用を図る。
- オ 指導の在り方や内容については、校内推進委員会等で、教職員の共通理解を図り指導する。その際、養護教諭、学校医、地域の関係機関等の専門家(外部講師等)の参加・協力を得るなどして、効果的な指導を工夫する。
- カ 児童生徒を性暴力の当事者にさせないために、性に関する内容と人権に関する内容を一体的に指導する。その際、「生命(いのち)の安全教育」の教材(文部科学省)等も活用する。

評 価 <性に関する指導>

- 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 全体計画、年間指導計画に基づき学校全体で共通理解を図り、実施しているか。
- 単なる避妊教育や予防教育のみでなく、性に関する適切な意思決定と行動選択ができるような指導になっているか。
- 保護者等に対しても理解と協力の得られる内容であるか。
- 「知識を活用した保健学習－性に関する指導編－、同－感染症編－」(平成23年2月平成24年2月 埼玉県教育委員会)「学校における性教育実践のための事例集」(平成19年3月 平成21年3月 埼玉県教育委員会)。

I-1 保健教育 (4) がん教育

<現状と課題>

日本人の死亡原因として最も多いがんは、1981年(昭和56年)から日本人の死因の第1位であり、生涯のうち国民の2人に1人がかかると言われている。

がんは我が国にとって重要な健康課題であり、自らの健康の保持増進や疾病の予防など国民の基礎的教養として身に付けておくべきものである。

学校におけるがん教育は、がんを扱うことを通じて、ほかの様々な疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めて健康教育の一環として進めるものである。

指導に当たっては、①がんについて正しく理解することができ、②健康と命の大切さについて主体的に考えることができる児童生徒の育成のため、体育科、保健体育科、特別活動、総合的な学習(探究)の時間、特別の教科道徳など、相互に関連付けて指導することが重要である。がんについて学ぶことにより、健康に対する関心をもち、正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるように、学校教育全体を通じて、充実させる必要がある。

<対策>

ア 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領(体育・保健体育)及び同解説に示された「がん」に関する指導内容を適切に実施していく。その際、体育科、保健体育科、特別活動、総合的な学習(探求)の時間、特別の教科道徳など、相互に関連付けて指導する。

イ 中学校、高等学校においては、がんについて正しく理解することができるようにする。小学校については、健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

ウ がん教育を効果的に進めるに当たり、学級担任、養護教諭など校内における連携や学校医・がん専門医をはじめとする医療従事者、さらには、がん経験者等の外部講師の参加・協力を得るなどして、指導方法を工夫する。

エ 学校におけるがん教育を進めるに当たっては、「がん教育推進のための教材」、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」、「補助教材」(令和3年3月 文部科学省)等の活用を図る。

I-1 保健教育 (4) がん教育

評価〈がん教育〉

- 学習指導要領、同解説のがんに関する指導内容は確実に実施されているか。
- 発達の段階を踏まえた効果的な指導となっているか。
- 指導の在り方や内容については、学級担任、養護教諭などの校内における連携や、学校医・がん専門医をはじめとする医療従事者、がん経験者やがん患者等の外部指導者の協力を得て、効果的な指導ができたか。
- 小児がんや重病・難病等の当事者や、家族にがん患者がいる、家族をがんで亡くした児童生徒等に対して、十分な配慮をしながら指導をしているか。
- 「がん教育推進のための教材」、「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」、「補助教材」(令和3年3月 文部科学省)の活用を図っているか

<参考資料>

がん教育推進のための教材:

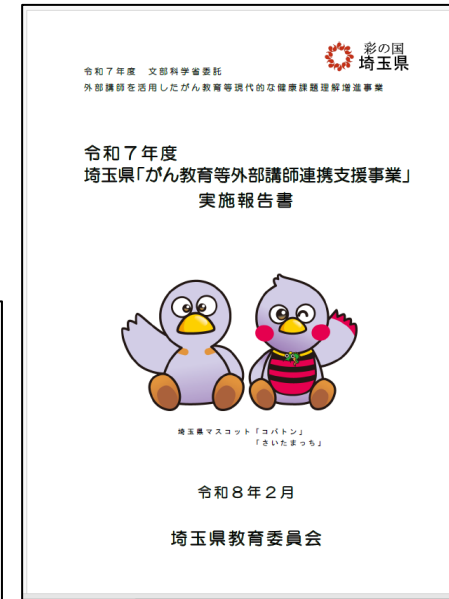
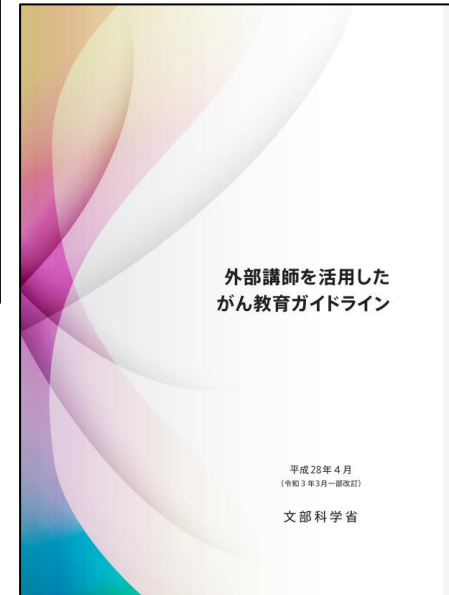
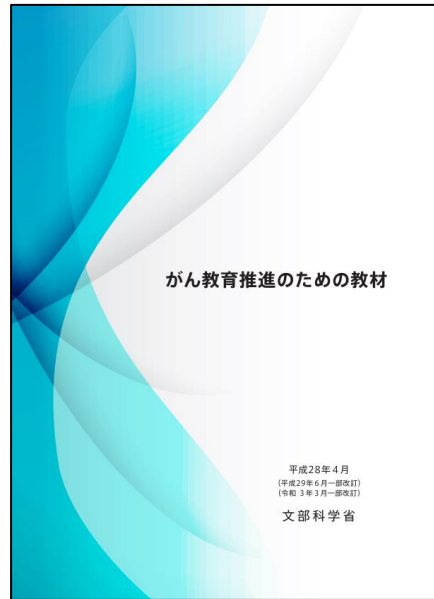
https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_kenshoku-100000615_1.pdf

外部講師を活用したがん教育ガイドライン(令和3年3月 一部改訂):

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

埼玉県「がん教育等外部講師連携支援事業」:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/81882/r7houkokusyo.pdf>



I-1 保健教育 (5) 歯・口の健康づくり

<現状と課題>

児童生徒の歯や口の健康状態をみると、むし歯以外にも咀嚼(そしゃく)などの口腔機能の未発達や小学校高学年以降の歯肉炎の増加、傷害による歯の喪失などの課題や、食育の重要性が指摘されており、その指導や対策の充実が求められている。

また、歯・口の健康に対する望ましい態度と習慣の育成は、学校での指導と相まって家庭での日常の実践が定着することでより効果が上がることから、保護者に対して健康的な生活習慣や食生活に努めるよう啓発し、協力を求める必要がある。

さらに、CO(要観察歯)・GO(歯周疾患要観察者)の児童生徒については、個別の保健指導を実施し、継続的な観察と指導を行う必要がある。

表 令和7年度 埼玉県学校歯科保健状況調査(さいたま市を含む)

	小学校	中学校	特別支援学校	
			小学部	中学部
1人平均DMF歯数(本)	0.1	0.49	0.16	0.57
むし歯処置歯率(%)	75.6	77.4	56.0	73.0

DMF歯数とは

集団における永久歯列のう蝕罹患状態を知るために用いられる。

D:(decayed tooth):未処置う蝕歯

M:(missing tooth; because of caries):喪失歯(う蝕が原因で抜去された歯、機能を喪失した高度のう蝕歯を含めることもある)

F:(filled tooth):う蝕が原因で処置された歯

I-1 保健教育 (5) 歯・口の健康づくり

<対策>

ア ヘルスプロモーションの考え方を生かし、歯・口の健康に関する学習を通して自律的な健康管理ができるような資質や能力を育成する視点を持ち、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の実情や発達段階・障害等に応じた指導計画を作成する。

イ むし歯予防のみならず、歯肉炎の予防や摂食などの口腔機能の健全な発達、歯牙(しが)の外傷防止、食生活をはじめとした望ましい生活習慣の確立等、児童生徒の多様な課題に即した内容とする。

ウ 歯・口の健康づくりについては、「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり改訂版を活用する。

評価〈歯と口の健康づくり〉

- 健康診断の集計・分析などから各学校の実態に即した歯・口の健康づくりの実践ができたか。
- CO・GOの児童生徒の継続的観察・指導を行ったか。
- 保護者や関係者等との共通理解を図り、連携して進めることができたか。



[「生きる力」を育む学校での歯・口の健康づくり改訂版:](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010050/index_h5.html#1)

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010050/index_h5.html#1

<現状と課題>

児童生徒を取り巻く社会環境や生活様式の変化は、視力の低下、肥満傾向児及び痩身傾向児の増加、日常的な身体活動の不足など児童生徒の健康状態に影響を与えていることが指摘されている。

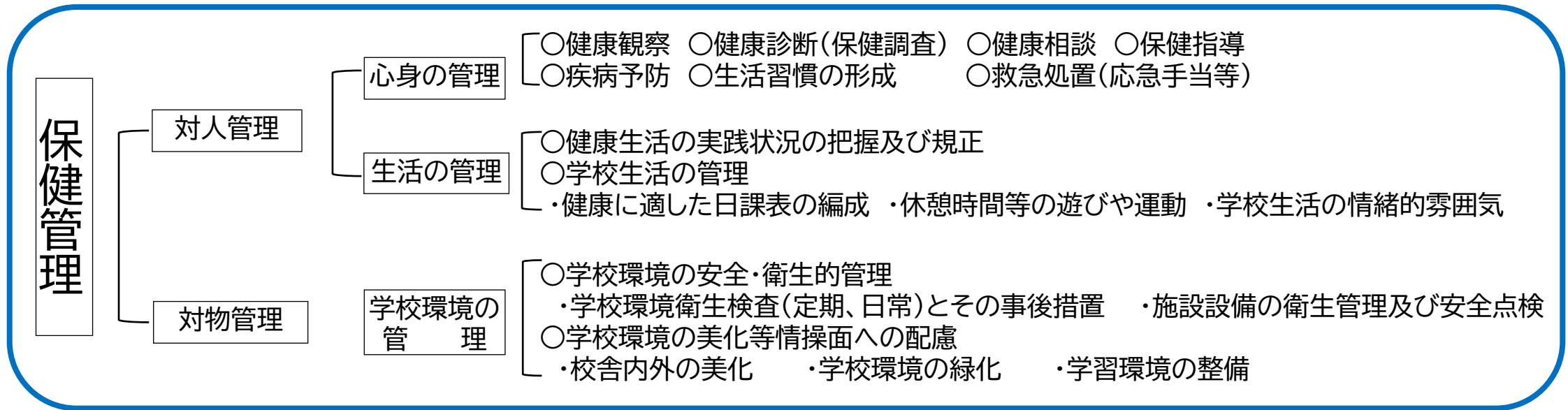
また、健康教育は、小学校入学から高等学校卒業までの長期間を生涯にわたる健康づくりの出発の場として、その基礎を培うことが求められている。将来においても健康な生活を送るために学校、家庭、地域が相互に綿密な連携を図り、望ましい生活習慣を身に付けさせることが必要である。

<対策>

- ア 定期健康診断などの結果を踏まえ、必要に応じて養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学級担任、学校医、学校歯科医、学校薬剤師による健康相談・保健指導を実施する。
- イ 児童生徒の健康課題について協議するため、学校保健委員会や地域学校保健委員会を開催し、その解決に向け、学校、家庭、地域が連携を図る。

評価 〈望ましい生活習慣づくり〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>定期健康診断結果などから児童生徒個々の健康状況を把握し、健康課題の解決に向けた取組が行われたか。<input type="checkbox"/>学校内での共通理解のもと、保護者及び関係機関との連携を図った取組が実践できたか。 |
|---|



学校における保健管理は、日常の健康観察、定期健康診断の実施と事後措置、健康相談、学校感染症の予防、学校環境衛生検査の実施と事後措置を通じて、児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果を目的としている。

児童生徒の定期健康診断や日常の健康観察を通じて、心身の発達・発育段階を的確に踏まえ、健康診断後の事後措置(健康診断の結果通知、個別の保健指導、健康相談等)、特に配慮を要する児童生徒への適切な対応が必要である。

さらに、家庭や地域と連携を図った健康相談が適切に行なわれるよう支援体制を整備しておく。

また、学校においては、児童生徒の心身の健康にかかわる非常災害が発生することも想定し、適切な対応ができるよう危機管理体制を整備しておく。

I - 2 保健管理 (1) 心身の健康管理

<現状と課題>

児童生徒の健康に関する情報を的確に把握するとともに、個人情報やプライバシーの保護などに配慮しつつ、児童生徒一人一人が自らの健康状態のデータを評価・活用することが大切である。

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

イ 健康観察

ウ 学校感染症の予防

エ 食物アレルギーの対応

オ 危機管理体制の整備

カ 心身の健康課題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

評 価 <心身の健康管理>

- 教職員や児童生徒が、健康診断の意義を理解し、適切に実施できたか。
- 健康診断の事後措置を実施し、児童生徒等の心身の健康づくりが推進できたか。
- 健康観察を適切に実施し、心身の健康問題の早期発見・早期対応につなげることができたか。
- 感染症予防対策が取られているか。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改訂 日本学校保健会)等に基づく対応ができているか。
- 危機管理マニュアルが作成され、職員全員に周知されているか。
- 心身の健康課題を見極め、校内外の連携を図り、支援体制がとれたか。

<対策>

ア 定期・臨時健康診断の適切な実施と事後措置の充実

- 健康診断は、保健管理の中核である。児童生徒の健康状態を把握し、学校生活における児童生徒の健康課題を明らかにして健康教育に役立てる役割がある。
- 健康診断計画など、学校医と連携を図る際、日程の調整だけでなく、健診方法、手順など事前の打ち合わせを丁寧に行う。計画の作成に当たっては、自己の健康状態を理解し、発育・発達に関心をもつことができるよう取り組むこと。
- 健康診断の実施に当たっては、正確な検査・診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮することが重要となる。このため、学校は、児童生徒及び保護者の理解が得られるよう事前に丁寧に説明を行うなど、整備することが必要である。また、家庭における健康観察を踏まえること。
- 健康診断の結果は、異常の有無にかかわらず通知する。
- 健康診断結果通知後は、受診の有無を確認し、健康課題を残したまま放置されることのないよう適切に対応する。
- 不登校等により健康診断を受けることができなかった児童生徒等に対しても、健康診断を受ける機会を確保する必要がある。各学校においては、個別の事情により健康診断を受けることができなかった場合の対応について検討し、保健だよりや学年通信等で保護者に事前周知するなど、適切に対応する。
- 「児童生徒等の健康診断マニュアル(平成27年度改訂)」(平成27年8月 日本学校保健会)を活用する。
- 結核対策については、「学校における結核対策マニュアル(平成24年3月 文部科学省)」をもとに、適切に対応する。

◆児童生徒等の健康診断について

- 1 健康診断の実施時期及び学校医等の確保について
- 2 検査項目以外の項目を追加した健康診断の実施について
- 3 児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断の実施について
- 4 健康診断を受けることができなかった児童生徒等への対応について
- 5 健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導等の実施について
- 6 健康診断と学校保健計画について

令和6年9月26日付け【教保体第1066-1、1066-2号】
「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」

別添

学校健康診断実施上の留意点

学校医 / 教育委員会・学校共通

学校における健康診断の目的と役割

学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること


学校健康診断における項目（学校保健安全法施行規則第6条）

1～10の項目について、学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的を周知する。

1 身長及び体重	2 栄養状態
3 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態	4 視力及び聴力
5 眼の疾病及び異常の有無	6 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
7 歯及び口腔の疾病及び異常の有無	8 結核の有無
9 心臓の疾病及び異常の有無	10 尿
11 その他の疾病及び異常の有無	

《項目の追加》
上記1～10以外に「11.その他の疾病及び異常の有無」の検査として検査項目を追加する場合は、健康診断の趣旨や目的に沿って学校の設置者及び学校の責任で、その実施の目的等と、義務付けではないことを明示し、保護者等に周知した上で、理解と同意を得て実施する必要がある。

(参照) 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂 (日本学校保健会)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>



イ 児童生徒及び保護者の理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うこと

事前の説明では、検診目的や検診方法だけではなく、服装やプライバシーへの配慮について具体的な内容を示したり、写真等を用いて、脱衣が不要な下着の形状を明確に示したりするなどの工夫が考えられます。また、個別の配慮を要する場合もあるため、相談しやすい環境づくりにも大切です。

その他、日ごろの取組みとして、学校だよりや保健だよりで学校医等の紹介を行ったり、学校医と関わる機会を積極的に設けたりするなど、児童生徒及び保護者と学校医等の関係づくりに取り組むことも大切です。資料3「保健だより(例)(埼玉県教育委員会・埼玉県医師会)」は、各学校が実態に応じて、編集し使用することが可能です。

令和6年2月26日付け

【教保体第1725-1、1725-2号】

「児童生徒等の健康診断時における配慮について」

- ・編集可能
- ・イラストの活用可能
(無料配布のみ)



資料3「ほけんだより(例)」(文部科学省・日本医師会)

◆健康診断を受けることができなかった児童生徒等への対応について

◎学校保健安全法施行規則 (時期)第5条

法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、六月三十日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることができなかった者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

2 第一項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者(第六条第三項第四号に該当する者に限る。)については、おおむね六か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

◆定期健康診断未受診の児童生徒への対応例 【定期健康診断実施状況調査結果(市町村立学校)】

○主に検査機関が行う健康診断(心電図・尿検査・胸部X線検査)

【心電図】

- ・業者委託している健診・検査(心臓検診、小児生活習慣病健診、貧血検査、脊柱側彎症検診)は学校での受診のほか、市役所等で欠席者の予備日を設けている。
- ・心電図検査について(7月中旬までに)委託する検査機関で検査を受けた場合、費用を負担している。
- ・心電図→在籍校で未検査の児童生徒が、他校の検査日に受けられるように学校間で調整している。
- ・予備日も欠席した場合、精密検査実施日の追検査や次年度以降の受診も可としている。

【尿検査】

- ・尿検査においては、予備日を設け、検体提出先を市教育委員会としている。
- ・委託する検査機関で検査を受けた場合、市が費用を負担している。

【胸部X線検査】

- ・胸部X線検査については、教職員健診時に受診可能としている。8月31日までに委託する検査期間で検査を受けた場合、費用を負担している。

○主に学校医／学校歯科医が行う健康診断(内科・眼科・耳鼻科)

- ・(その他)医師会／歯科医師会と調整し、学校医の勤務する医療機関を受診した場合は、定期健康診断の扱いとする(無料で検診を受けられる)。
- ・すべての項目について、指定の医療機関で、一定期間のうちに健康診断を受診した場合は、費用負担を行っている。
- ・不登校の児童生徒を対象とした健康診断を、年3回、医療機関と連携して実施している(医療機関については、医師会と調整を行った)。
- ・受診機会確保のため、複数回検診日を設けたりすることについて、協力の依頼を行っている。
- ・年度当初に健康診断日程を医師会に報告、学校医に不測の事態が生じ従事できない場合は代替の医師をお願いする等、随時連絡調整

○その他

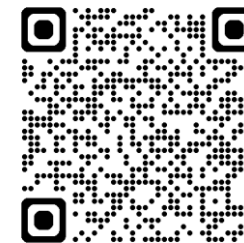
- ・町の健康増進センターで健康相談はいつでも受け付けている。
- ・教育センターで実施している教育相談では学校生活全般の相談に対応している。学校医への相談の要望があればその都度対応する。
- ・今年度より、本庄市が主体となって歯科検診を学校で行えなかった児童生徒に対して、検診の機会を設けており、神川町もそれに参加している。

◆健康診断における月経随伴症状等の早期発見及び保健指導の実施について

思春期女子に対する婦人科的診察は必須検査項目ではないが、児童生徒等が自身の不調を訴えることに心理的な不安を感じたり、心身の成長や健康に関して十分理解していなかったりすることにより、適切な助言や指導が受けられないことも考えられる。

【養護教諭による保健指導の例】

<p>健康課題の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健調査票の記入を踏まえ、腹痛で保健室に来室した生徒に声を掛け、症状の詳細を聞く。話の中で、腹痛のほか、過呼吸や落ち込み等の症状があることを把握。
<p>養護教諭による保健指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健体育教科書を使用して、月経の仕組み等を説明。 ・月経前1週間～月経時の症状の記録を付けるように勧める。 ・症状の記録を見ながら、月経前に様々な心身の症状があることを理解させ、規則正しい瀬克、症状がある時の保健室の利用や市販薬を使った対処法などについて指導。 ・念のため、体の病気はないか、婦人科への受診を勧める。



月経の正しい理解とその対応:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/276>

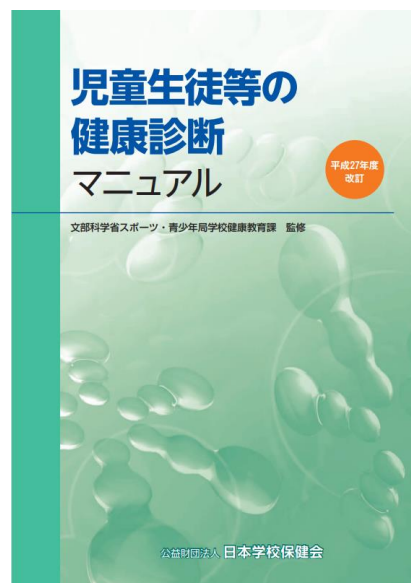
◆色覚の検査について

学校における色覚の検査は、平成15年から希望者に対して個別に実施するものとなっている。児童生徒が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え就業規制に直面する事態などを避けるため、各学校においては、以下の2点について留意すること。

- ①健康相談で行う色覚検査について、学校において無料で相談や検査ができることを児童生徒及び保護者に周知すること。
- ②教職員が、色覚に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう啓発すること。

検査の実際、事後措置、留意事項等については、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(日本学校保健会)を参照

児童生徒等の健康診断マニュアル
平成27年度改訂：
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H27_0030/index_h5.html



【参考】



学校における色覚に関する資料：
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/196>

◆事後措置について

ア 歯科

- (ア) 歯科健康診断の結果、特に歯列・咬合の異常について通知する際には、検査結果のみではなく、検査結果の意味や関連する情報を含めるなど、本人・保護者が検査結果を踏まえて適切に対処できるよう工夫すること。
- (イ) 歯科健康診断結果の通知に伴い、児童生徒が専門医を受診する場合は、受診の前に学校歯科医が健康診断の検査結果をもとに必要な児童生徒・保護者に対して個別の健康相談等を実施し、児童生徒やその保護者へ想定される一般的な治療や費用等必要な情報の提供について配慮するよう努めること。

特に、「歯列・咬合」について「2」(専門医(歯科医師)による診断が必要)の結果を通知する場合、診療に係る費用が高額となる場合がある。児童生徒本人や保護者が、受診した際、予期せず負担を強いられることが生じないように注意することが必要。

これら事後措置等への対応を円滑に行うためには、日ごろから学校と学校歯科医を含めた地域の歯科医療機関との連携が重要である。健康診断の計画・立案時などに確認を行うなど学校歯科医と共通理解するように努める。

イ 健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒の健康の保持増進に役立てる。

参考通知・参考資料

R6.9.26付け【教保体第1066-1、1066-2号】学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について
R6.2.26付け【教保体第1725-1、1725-2号】児童生徒等の健康診断時における配慮について
R4.4.4付け【事務連絡】学校歯科健康診断における歯列・咬合の検査について
H26.5.23付け【教保体第332号】学校保健安全法施行規則の一部改正等について(通知)
「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」(H27.8.25公益財団法人日本学校保健会)

健康観察の法的根拠

学校保健安全法 第9条(保健指導)

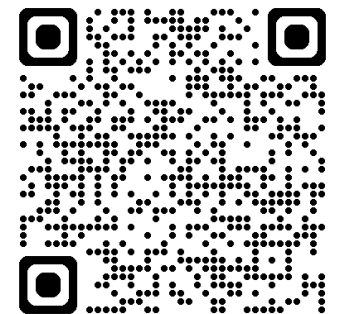
養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は**児童生徒等の健康状態の日常的な観察**により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(中略)に対して必要な助言を行うものとする。

健康観察の目的

- 子供の**心身の健康問題**の早期発見・早期対応を図る。
- 感染症や食中毒などの集団発生状況を把握し、**感染の拡大防止や予防**を図る。
- 日々の継続的な実施によって、子供に自他の健康に興味・関心をもたせ、**自己管理能力の育成**を図る。



教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応：
https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_kenshoku-000031772_1.pdf



健康観察の留意点

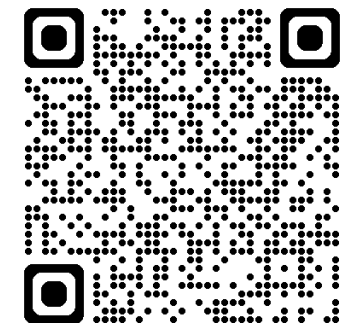
- **複数の観察者**による観察を行う。
- 観察したことを記録・整理し、教職員同士、必要に応じて保護者、関係機関等との情報を共有する。
- 身体的健康だけでなく、**メンタルヘルスの視点も含める**ことが大切。

健康観察結果の活用

- ① 感染症及び食中毒などの集団発生の早期発見に役立てる。
- ② **いじめ、不登校傾向、虐待等の早期発見**に役立てる。
- ③ 個々及び集団の健康課題を把握する資料とする。
- ④ **健康相談及び保健指導**につなげる。
- ⑤ **健康診断の資料**とする。
- ⑥ 家庭訪問時や保護者面談時の資料とする。
- ⑦ **児童生徒理解のための資料**とする。
- ⑧ 休業中の保健指導計画等の参考資料とする。
- ⑨ 学校保健計画立案の参考資料とする。等



学校保健の課題とその対応—令和2年度改訂—：
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/241>



イ 学校感染症の予防

感染症の予防は、感染源対策、感染経路対策、感受性者対策の3要素が重要である。

○感染源対策としては、感染者の早期発見と治療であり、学校や家庭での健康観察の徹底、出席停止の措置等を行う。

○感染経路対策としては、手洗いやうがいの励行、咳エチケット、おう吐物などの適正な処理、臨時休業措置等が重要である。

○感受性者対策として、日常の健康の保持増進と予防接種、マスクの着用、手洗いなど個人の対応が重要であり、これらについて保健教育の充実が重要である。さらに、日頃から教職員に対する感染症に関する研修を行い、感染症発生時の対応について役割分担の確認を行うことが必要である。

○学校において感染症が発生した場合には「学校における感染症発生時の対応－第3版－」(令和4年3月 埼玉県学校保健会・埼玉県教育委員会)「学校において予防すべき感染症の解説〈令和5年度改訂〉 令和6年3月発行」(日本学校保健会)を参考にする。

[感染症の対応にかかわる通知はこちらから](#)





学校における 感染症発生時の対応 -第3版-



埼玉県のマスコット「コバトン」&「さいたまっちゃん」

令和4年3月
埼玉県学校保健会
埼玉県教育委員会

◆学校における対応

学校における感染症発生時の対応－第3版－
(令和4年3月、埼玉県学校保健会、埼玉県教育委員会)

学校においては、感染症の流行を予防することが、教育の場・集団生活の場として望ましい学校環境を維持するとともに、児童生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも極めて重要である。

- ・ 感染症の種類
 - ・ 消毒その他の予防処置
 - ・ 保健所への連絡
 - ・ 出席停止期間の基準
 - ・ 臨時休業
- など

日頃から教職員に対する感染症の研修を行い、感染症発生時の対応について役割分担の確認を行う。

《速報が必要な感染症》

麻しん・結核・食中毒

※全て「疑い」含む

学校における感染症発生時の対応－第3版－:

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/20613/kansen_taiou_dai3.pdf

◆急性呼吸器感染症(ARI)

Q1 :急性呼吸器感染症とは何でしょうか。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症とは違うのですか。

A1:

急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection:ARI)とは、急性の上気道炎(鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎)又は下気道炎(気管支炎、細気管支炎、肺炎)を指す病原体による症候群の総称です。インフルエンザ、新型コロナウイルス、RSウイルス、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、ヘルパンギーナなどが含まれます。

Q2 なぜ急性呼吸器感染症を5類感染症に位置付けるのでしょうか。

A2:

急性呼吸器感染症(ARI)は、飛沫感染等により周囲の方につしやすいたことが特徴です。新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、①こうした流行しやすい急性呼吸器感染症の流行の動向を把握すること、また、②仮に未知の呼吸器感染症が発生し増加し始めた場合に迅速に探知することが可能となるよう、平時からサーベイランスの対象とするために、感染症法の5類感染症に位置付けることとしました。これにより、公衆衛生対策の向上につながると考えています。

Q9: 急性呼吸器感染症が5類感染症に位置付けられることで、風邪も就業制限や登校制限の対象となるのでしょうか。

A9:

急性呼吸器感染症(ARI)が5類感染症に位置付けられることで、就業制限や**登校制限の対象とはなりません**。インフルエンザ等の個別の感染症について定められている運用についても変更はありません。

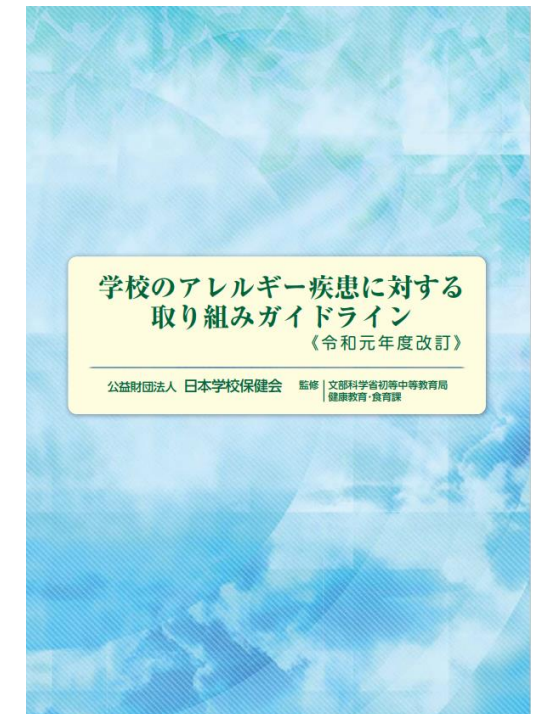
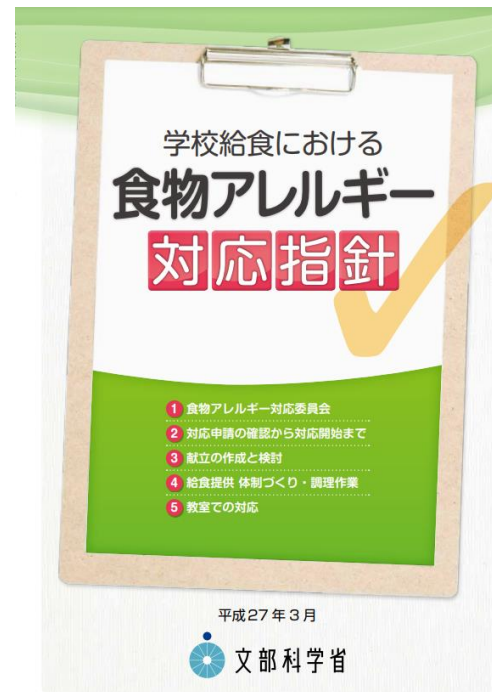
ウ 食物アレルギーの対応

「学校におけるアレルギー疾患対応の三つの柱」①アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有 ②日常の取組と事故予防 ③緊急時の対応、に基づき対応することが重要である。「Ⅲ 学校における食育の推進 2学校給食(2)食物アレルギー対応」も参照すること。

学校給食における食物アレルギー対応の大原則は、「食物アレルギーを有す児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする」ことである。



埼玉県マスコット「コバトン」



参考資料:

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》:

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf

学校給食における食物アレルギー対応指針:

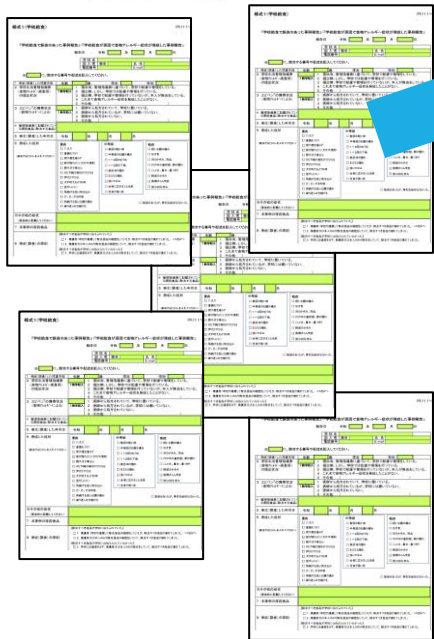
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/03/26/1355518_1.pdf

- ◎ 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」等を参考とした**対応の見直し、組織的な対応**の徹底
- ◎ 「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の活用
→アレルギー状況の**正確な把握、全教職員への情報共有**、児童生徒に対する注意喚起等
- ◎ 家庭科での調理実習時の留意点
→**食材等の事前確認**
→**保護者や関係機関との情報共有**

(県立学校)R6.11.12付け【教保体第1223号】、
(市町村教育委員会宛て)R6.11.25付け【教保体第1265号】
「食物アレルギー・アナフィラキシー対応の徹底について(通知)」



[学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】:](https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/sai-shuban-asshukuban-foodallergy6teiichibushusei.pdf)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/sai-shuban-asshukuban-foodallergy6teiichibushusei.pdf>



食物アレルギー・アナフィラキシー対応

事故防止チェックリスト

食物アレルギーを有する児童生徒の対応は、いつどこで起きるかわかりません。そのため、学校管理下にあるすべての活動において、どのような配慮が必要なのか想定し、検討しておく必要があります。「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を改めて確認するとともに、下記の事項について、学校全体で事故防止に向けて点検をしてください。

※学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】
P1・5「埼玉県における食物アレルギー対応の基本方針」

◆組織的対応

- アレルギーに関する情報の管理、体制整備を担う校内組織は、明確になっているか。また、校内で周知されているか
- 定期的に(年1回)、マニュアルや事故発生時の連絡体制、アレルギー発生時の対応や研修内容等について評価・改善を行っているか
- 校内研修の実施、体制等の改善、マニュアル等の見直しが必要になった際に、すぐに対応できる体制が整っているか
- 学校生活に配慮や管理が必要な場合、各学校の実情に応じて食物アレルギー個別取組プラン等、個別の支援計画を作成しているか(学校給食において対応する際は必須)

◆管理指導表

- 保健調査票、学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の記載内容に、不明な点等がある場合、あいまいなままにせず、個別面談を実施するなど保護者・主治医等に確認を行っているか
- 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を踏まえた学校での対応や「食物アレルギー個別取組プラン」について、保護者と共通理解した内容を、学校内で共有しているか
- 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について、毎年更新する必要があることや、場合によって費用が発生することがあることを保護者に説明しているか
- 調理実習など、給食以外で確認が必要な場面や確認方法について、本人及び保護者と共通理解ができているか



- 「管理必要」の場合、具体的な配慮事項について、本人及び保護者に確認をしているか
- ダブルチェックしているか
- 記入漏れはないか
- 除去根拠が以下の場合は、保護者に、実際に起きた症状や経口負荷試験の結果等について確認を行っているか
 - ・「③IgE抗体等検査結果陽性」のみ
 - ・「④未採取」のみ

食物アレルギーは血液検査で陽性でも、症状がない場合は配慮を必要としない場合があります。
(参考)学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年版改訂)P32

◆保護者・医療機関等の連携

- アレルギーの相談窓口や食物アレルギーへの対応方針等について、保護者に周知しているか
- 学校での配慮事項について、保護者と共通理解できているか(対応できない内容について理解を得ているか)

(参考)アレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業

県では、学校等の教職員向けにアレルギー疾患生活管理指導表に関する相談事業を実施しています。対応や管理に迷うアレルギー疾患生活管理指導表が提出された場合に、電子メールによる相談が可能です。回答は子どものアレルギー疾患を専門とする医師が対応します。是非ご活用ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0705/allergy/shidouhyousoudan.html>

誤食により学校給食でアレルギー発症
が起きてしまったら・・・

■現在の学校の体制は？

■校内研修会の内容は？

■全ての教職員が対応できる？



給食対応、あいまいになっていない？

R6.12.18付け【教保体第1400号】

「『食物アレルギー・アナフィラキシー事故防止チェックリスト』を活用した対応の徹底について(通知)」

Ⅱ 危機管理体制の整備

けがや事故の発生時および、各学校で想定される危機管理事案(結核、麻しん、感染性胃腸炎、食物アレルギーによるアナフィラキシーショック、食中毒など)を例示し、それらが発生(休日、夜間を含む。)した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう、学校の実情に応じた危機管理マニュアルを作成し、職員会議等で全教職員の危機管理意識を高める。

◎学校における緊急時の投与が可能な医薬品

- ・アナフィラキシー症状発症時のエピペン®
- ・てんかん発作時の坐薬
- ・てんかん発作時の口腔溶液(ブコラム®)
- ・重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)

令和6年5月2日付け教保体第164号

「学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について(通知)」

てんかんに関する研修会 令和8年10月21日

学校における薬品管理マニュアル令和4年度改訂【追補版】:

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R060020/index_h5.html#1




◆緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集

アナフィラキシー発症時の自己注射液(エピペン®)、てんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)、重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー®)の投与において、学校が適切に対応するためには、校内研修を実施するなどによって疾病や組織的対応について理解を深めること、医療機関等と連携し対応することが重要となる。

そこで、埼玉県学校保健会では、各学校が校内研修を行う際に使用できる「緊急時医薬品投与に関する校内研修資料集」を作成した。各学校の実態に応じて、活用すること。

①はじめに

PDF



各資料の内容や活用方法について説明しています。

②研修スライド

PPT



各学校の実態に応じて、校内研修資料を作成することができます。

③動画

MP3

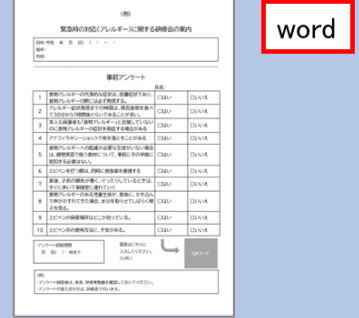
youtube
限定動画配信
でも視聴可



アレルギー
てんかん
糖尿病

④事前・事後チェックリスト


word



研修前後の活用で、研修目的の共有や研修成果の把握ができます。

⑤FAQ

PDF




各疾患や医薬品について、よくある質問と回答をまとめています。

⑥シミュレーション研修

PDF

患者



シミュレーション研修の方法や必要な資料をまとめています。



資料はDVDにて、各学校1部ずつ配布しています。

オ 心身の健康課題を抱える児童生徒等への支援体制の工夫

- 児童生徒が抱える健康課題は、多種多様であることから、教職員が疾病を理解し、個々の状況に応じて適切に対応する。
- 各学校において、管理職、学級担任、生徒指導担当教員、保健主事、養護教諭などの教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を含めた校内の支援体制を整備する。
- 健康相談・保健指導を充実させるために、問題行動の背景や要因を的確に把握し、問題を見極め、必要に応じて学校医や専門機関等と連携を図り支援方法を検討する。
- 事例報告会や事例検討会等を計画的、継続的に実施する。
- 「非常災害時における子供の心身の健康問題」に適切に対応するため「学校における子供の心のケア ーサインを見逃さないためにー」を活用する。

多種多様な健康課題への対応について

- 日々の健康観察、保健調査や定期健康診断の結果を活用し、児童生徒の心身の健康状態を把握すること。
- 養護教諭のみならず教職員が疾病を理解し、個々の状況に応じて適切に対応すること。
- 教職員はもとより、学校医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家を含めた校内支援体制を整備すること。



学校における子供の心のケア -サインを見逃さないために- :

https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_kenshoku-000031772_2.pdf

現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 本編:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2017/05/01/1384974_1.pdf

<現状と課題>

学校環境衛生活動を円滑に推進するに当たっては、学校の教職員(学校医、学校薬剤師を含む)が、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために必要な活動であることの共通理解を図り、それぞれの職務の特性を生かした役割について、学校保健計画や校務分掌等により明確にする必要がある。

平成21年4月1日に施行された学校保健安全法第6条で「学校環境衛生基準」が定められ、検査を実施し定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録について5年間保管することが義務づけられた。さらに、検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じ閲覧できるよう保存する必要がある。

<対策>

ア 学校環境衛生活動の実施計画の策定

学校保健安全法第5条に規定されている学校保健計画には、環境衛生検査に関する事項についても計画を策定し実施するよう定めている。この計画は、前年度の実施結果等を踏まえ、気候や学校行事を考慮し、学校薬剤師等の助言及び協力を得て策定する。

イ 学校環境衛生活動

学校環境衛生活動は、定期検査、日常点検、臨時検査に分けられる。日常点検は、点検すべき事項について、適切な時に、主として官能法によりその環境を点検し、必要に応じて事後措置を講ずるためのものであり、それらの結果に基づいて定期検査及び臨時検査の実施に役立てるようになる。また、学校環境衛生活動は、身の回りの環境がどのように維持されているかを知る保健教育の一環として、児童生徒と一緒に学校環境衛生の検査をする等の活動も考えられる。

I-2 保健管理 (2) 学校環境衛生活動の推進

ウ 教室等の環境

施設の改修や机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入に当たっては、化学物質の放散の少ないものを選定するよう配慮し、搬入後は教室内の換気を十分に行うとともに揮発性有機化合物が基準値以下であることを確認する。

揮発性有機化合物に起因する健康問題が発生、又は発生の恐れがある場合は、「健康的な学習環境を維持管理するために(平成24年1月 文部科学省)」および「シックスクール問題対応マニュアル令和5年度改訂(令和6年2月)埼玉県教育委員会)」等を参考にして対応するとともに、必要に応じ学校薬剤師等の指導・助言を受け、原因調査、環境検査等を実施する。

また、体質等でごく微量の化学物質にも過敏に反応する児童生徒もいることから、香りへの配慮を含め、保護者と相談・協議し、相互に共通認識を持って、個々の実情に応じ適切な配慮をする。

エ 飲料水(冷水器を含む)の安全管理

飲料水を管理する上で、残留塩素の測定及び記録は重要である。この測定及び記録は、夏季休業中であっても児童生徒が学校に来ている日は、必ず実施する。

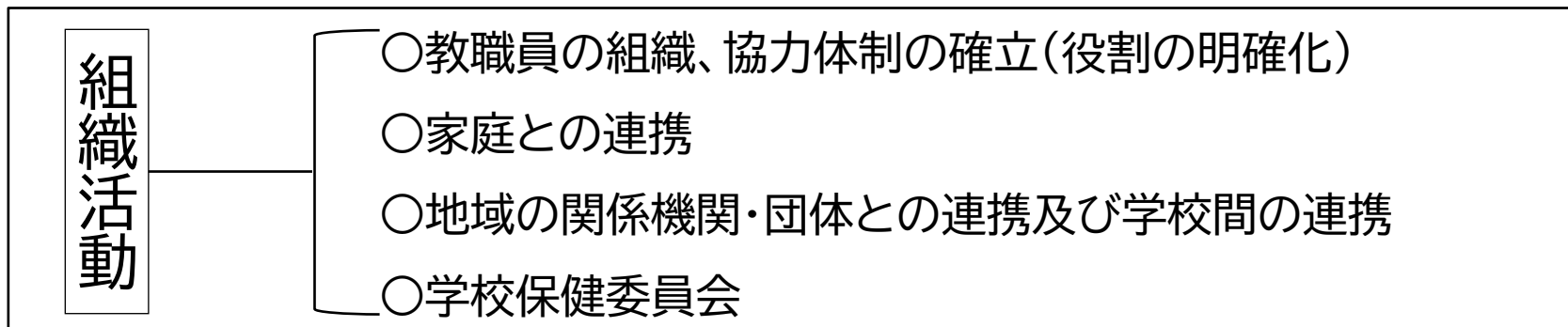
また、継続して残留塩素が検出されない場合は、二次的な消毒設備の増設等をする。

オ 学校環境衛生管理マニュアルの活用について

学校環境衛生活動の円滑な実施に当たっては、『学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践〔平成30年度改訂版〕』(平成30年3月 文部科学省)を参考とする。

評価〈学校環境衛生活動の推進〉

- 年間計画に基づき学校環境衛生基準で定める定期検査及び日常点検を実施できたか。また、不適事項等のあった場合は速やかに改善できたか。
- 児童生徒、教職員、保護者等がそれぞれ役割分担した計画的、組織的な学校環境衛生活動を実践できたか。
- 揮発性有機化合物に起因する健康被害の発生はなかったか、健康被害の発生があった場合、適切な対応ができたか。(化学物質に過敏に反応する児童生徒のいる学校にあっては、適切な個別配慮ができたか。)



<現状と課題>

多様化、複雑化している子供たちの現代的な健康課題を解決するためには、学校内の組織体制が充実していることが基本であり、全ての教職員が共通の認識をもち、取り組むことが必要である。「学校保健委員会」は学校や地域における健康課題をテーマとして学校関係者が研究協議を行う学校における健康づくりを推進する中核的な組織であり、保健主事が中心となって運営することとされている。

学校保健委員会を通じて、校内の協力体制の整備はもとより、家庭、地域の関係機関・医療機関との連携強化や、外部の専門家の協力を得るなど学校保健活動の活性化に繋がる。また、地域にある幼稚園や小・中・高等学校及び特別支援学校の学校保健委員会が連携して子供たちの健康づくり推進のために協議を行うことは、子供たちの健康課題解決に効果的である。「地域学校保健委員会」の設置の促進に努める必要がある。

学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることから、その活性化を図っていくことが必要である。

このため、各学校において、学校保健委員会の位置付けを明確化し、先進的な取組を進めている地域の実践事例を参考にするとともに、質の向上や地域間格差の是正を図ることが必要である。 (平成20年1月17日 中央教育審議会答申)

参考:健康教育必携 第2章 IV 地域学校保健委員会の実践報告

<対策>

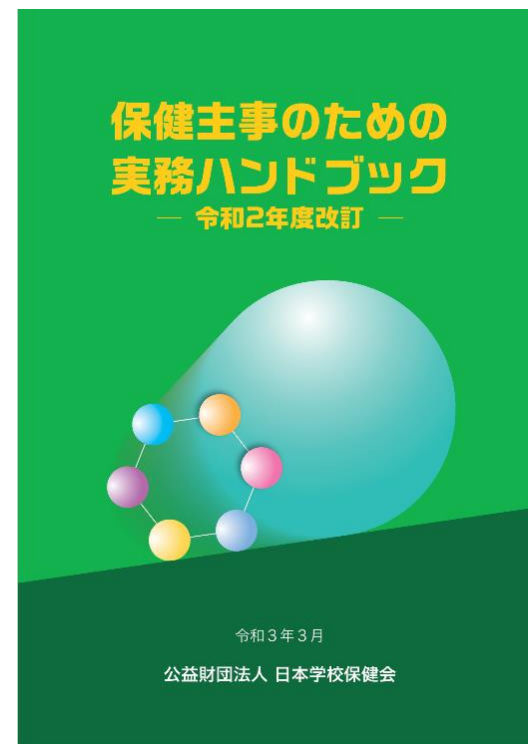
- ア 保健主事を中心に養護教諭や関係の教職員の協力のもとに学校保健計画に基づき、全ての教職員で学校保健を推進することができるよう組織体制の整備を図る。
- イ 健康診断の結果や事前のアンケート調査等から学校や地域の実態を把握し、健康課題を明らかにした上で「テーマ」を決定する。
- ウ 講義、講演のみでなく、児童生徒保健委員会、保護者、学校医等がそれぞれの立場から積極的に発表、質問、助言等ができるよう準備、運営する。

評 価 〈組織活動〉

- 学校や地域の健康課題解決のためのテーマとなっているか。
- 計画に基づき共通理解を図って実施しているか。
- 学校保健委員会の事後に、課題解決のための具体的な活動ができたか。
- 学校保健委員会の内容や事後の活動を評価し、保健だより等で職員や保護者等に啓発したか。
- 「保健主事のための実務ハンドブック<令和2年度改訂>」(令和3年3月公益財団法人日本学校保健会)を活用しているか。

保健主事のための実務ハンドブック<令和2年度改訂>:

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R020050/index_h5.html



Ⅱ 学校安全の推進 ～学校安全の体系～

学校安全は、健康教育の3つの柱の1つに位置付けられ、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。

学校安全の領域は「**生活安全(防犯)**」「**交通安全**」「**災害安全(防災)**」の3つの領域に整理されるが、近年ではスマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害やテロ、弾道ミサイルといった従来想定されていなかった**新たな危機事象**についても柔軟に対応し、学校保健や生徒指導など様々な関連領域と連携して取り組むことが重要である。

学校保健

学校健康教育

学校給食

(食育)

学校安全

学校安全の3領域

生活安全(防犯)

交通安全

災害安全(防災)

新たな危機事象

・ スマートフォン、SNSの普及に伴う犯罪被害

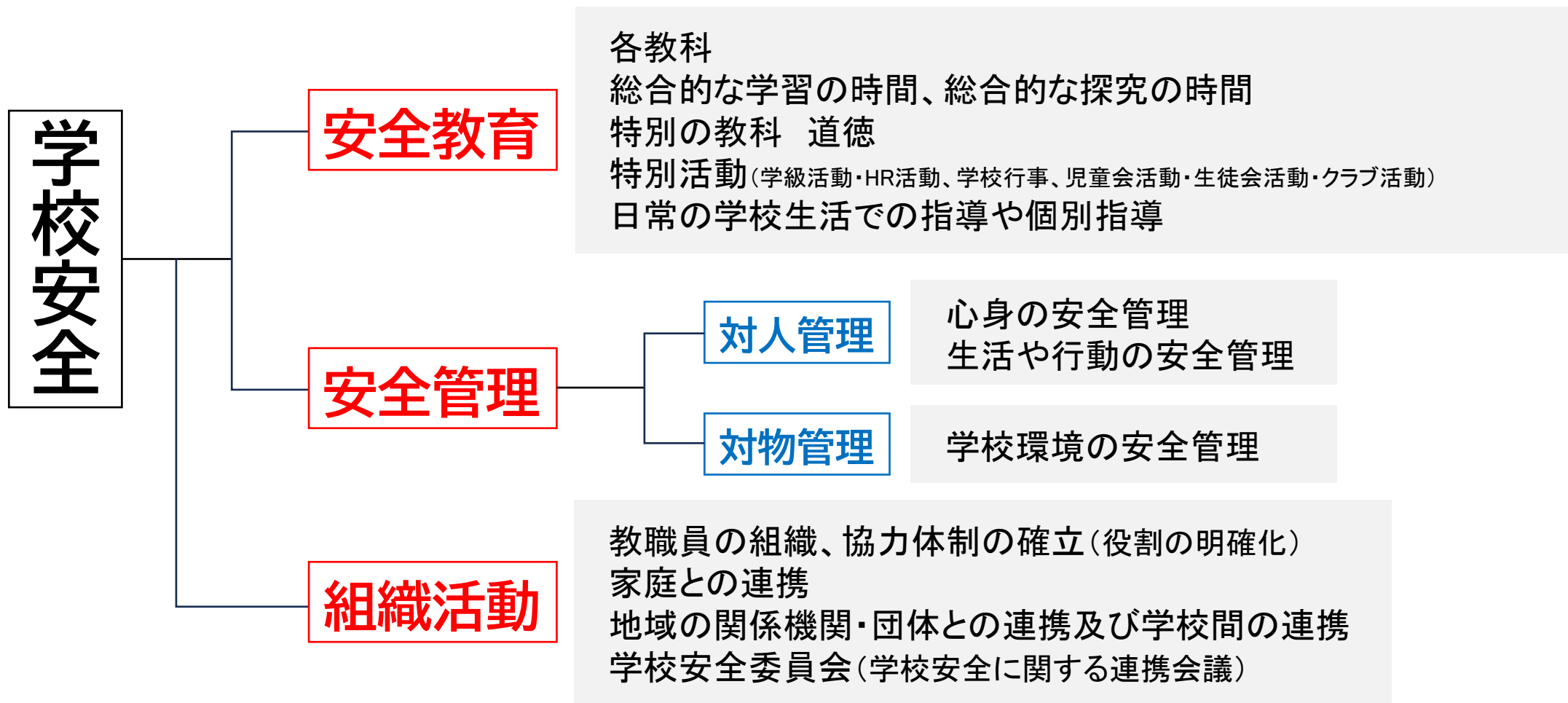
・ 学校への犯罪予告やテロ、弾道ミサイル発射等

などにも柔軟に対応することが必要

+

II 学校安全の推進 ～学校安全の体系～

学校安全の活動は、「安全教育」と「安全管理」から構成されており、相互に関連付けて組織的に行うことが必要である。
「安全教育」は、地域の実態や児童生徒の発達段階を考慮して、各学校の特色を生かした教育課程を編成・実施することが重要である。
「安全管理」は、事故の要因となる環境や児童生徒の行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立し、児童生徒の安全の確保を目指して行われるものである。
また、「安全教育」と「安全管理」を効果的に進めるためには、これらの活動を学校の「組織活動」の中に具体的に位置づけることが重要である。



Ⅱ 学校安全の推進 ～根拠法令～

学校安全に関する内容は、主に**学校保健安全法**に定められている。
また、国は、第3条に記載のある責務として、「**第3次学校安全の推進に関する計画**」を進めているところである。

【学校保健安全法】(昭和33年法律第56号)平成21年4月1日施行

第1章 総則

第3条(国及び地方公共団体の責務)

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定
その他所要の措置を講ずるものとする。

→ 「**第3次学校安全の推進に関する計画**」(令和4年3月25日閣議決定)

第3章 学校安全 ※要約

第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

○**学校の設置者**は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条(学校安全計画の策定等)

○**学校においては**、当該学校の施設及び設備の**安全点検**、児童生徒等に対する**通学**を含めた学校生活その他の**日常生活における安全に関する指導、職員の研修**その他学校における**安全に関する事項について計画(学校安全計画)**を策定し、これを実施しなければならない。

第28条(学校環境の安全の確保)

○**校長**は、当該学校の**施設又は設備**について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために**必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る。

第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

○学校においては、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)**を作成するとともに、校長は、**職員に対する周知、訓練の実施**その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

第30条(地域の関係機関等との連携)

○学校においては、児童生徒等の**保護者との連携**を図るとともに、地域の実情に応じて、**警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携**を図るよう努めるものとする。

Ⅱ 学校安全の推進 ～根拠法令～

学校安全の推進に関する施策の方向性と具体的な方策は、5年ごとに策定する「学校安全の推進に関する計画」に定められている。現在は 第3次計画の期間であり、その期間は令和4年度から令和8年度までの5年間である。各学校では、この計画に基づき「安全教育」および「安全管理」並びに「組織活動」を推進していくことが重要である。

【第3次学校安全の推進に関する計画】(令和4年3月25日閣議決定)

目的(目指す姿)

- 1 児童生徒等が自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること
- 2 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数を限りなくゼロにすること
- 3 学校管理下における児童生徒等の障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

基本的な方向性

- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しサイクルの構築
- 地域の多様な主体と連携・協働し、子供の視点を加えた安全対策の推進
- 実践的・実効的な安全教育の全国的な推進
- 地域の災害リスクを踏まえた防災教育・訓練の実施
- 事故情報などのデータを活用し、学校安全を「見える化」する
- 学校安全に関する意識の向上を図る

文部科学省HP:https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm



Ⅱ-1 安全教育

日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(知識・技能)

様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。

(思考力・判断力・表現力等)

自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。

(学びに向かう力・人間性等)

安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしたりする態度を身に付けていること。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より



Ⅱ-1 安全教育

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して**学校の特色を生かした目標**や**指導の重点**を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

【各発達段階における安全教育の目標】

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

(1)小学校

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

(2)中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

(3)高等学校

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

(4)特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを旨とする。

Ⅱ-1 安全教育

各学校においては、これを踏まえ、児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成・実施していくことが重要である。

【安全教育の評価の観点】

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

（安全教育）

- 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。
- 現在および将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。
- 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。
- 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

（指導計画）

- 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。
- 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。
- 安全管理との連携が図れているか。
- 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。
- 指導の内容や方法に課題はないか。
- 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

Ⅱ-1 安全教育 (1) 生活安全

日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、安全に行動ができるようにする。

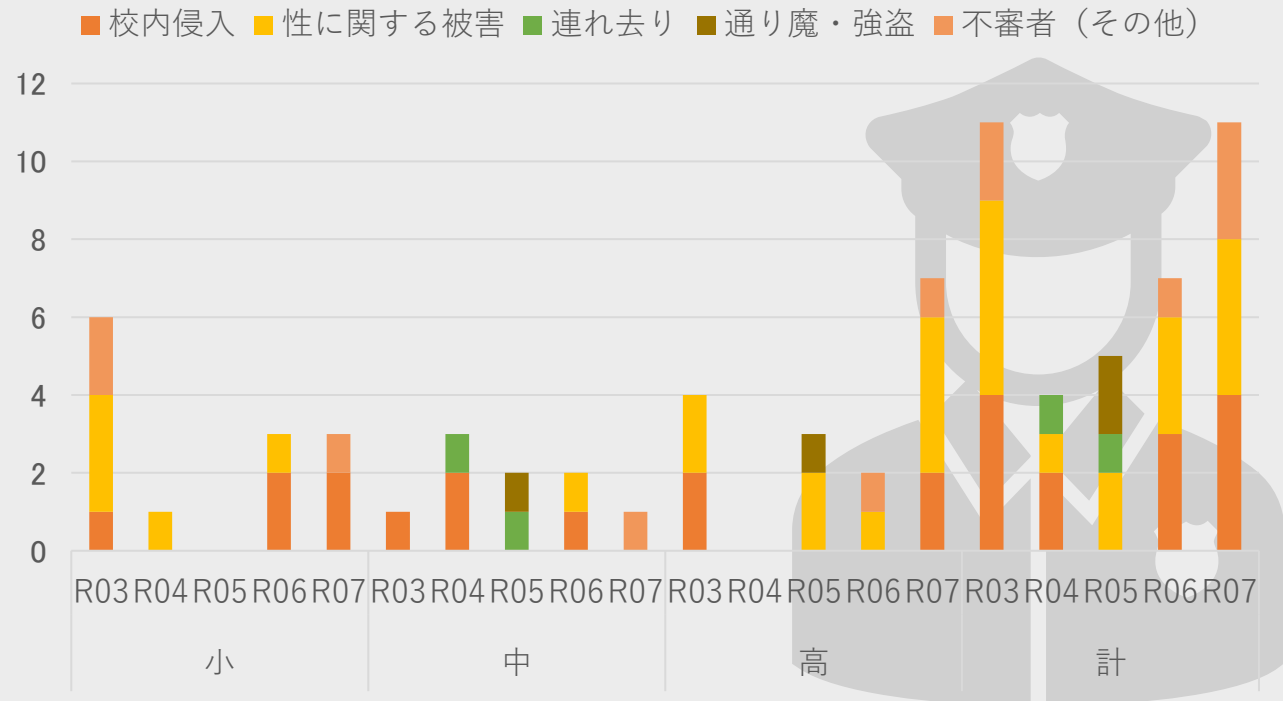
- ① 学校、家庭、地域等日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- ③ 事故発生時の通報と心肺蘇生法などの応急手当
- ④ 誘拐や傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害の防止
- ⑤ 消防署や警察署など関係機関の働き

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【現状と課題】

- 生徒被害には至っていないものの、不審者による校内侵入事案が依然として多い状況であり、学校には**3段階のチェック体制の徹底（安全管理）**が求められる。
- 性に関する被害については、登下校中、私用中ともに発生しており、引き続き、**児童生徒自身の防犯意識を高める教育**が必要。

不審者被害件数の推移（※R8.2.27時点）



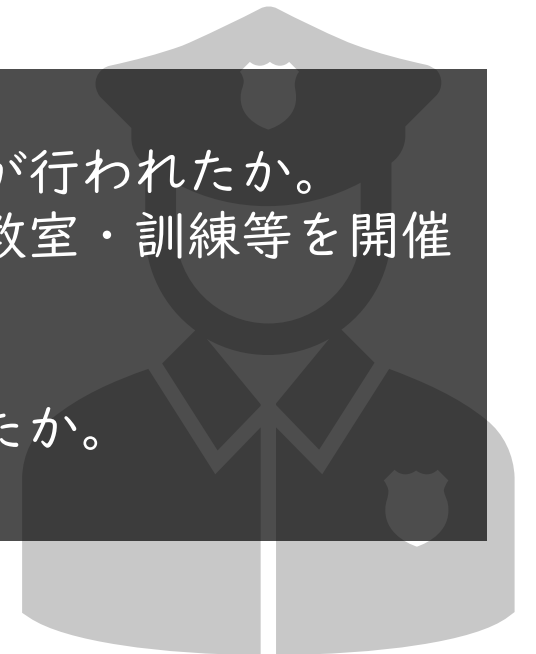
Ⅱ-1 安全教育 (1) 生活安全

【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた生活安全(防犯)教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 警察等、防犯の専門家による指導や、ロールプレイング・地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・訓練等を実施するなどし、地域による見守り体制を強化する。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図る。

【評価】

- 生活安全(防犯)教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防犯教室・訓練等を開催できたか。
- 地域安全マップ作り等、子供の視点を加えた安全教育を実施できたか。
- 警察等、防犯の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図れたか。



【文部科学省×学校安全HP】

児童や教職員を脅かす事案の連続発生



大阪 西成区 小学生を故意にはねたか 容疑者の鑑定留置始まる



東京 立川 小学校で児童の母親の知人2人が暴れ教職員5人けが



埼玉 小学生ひき逃げ事件 飲酒運転の発覚免れようと逃走か



福岡 筑紫野 小学生の列に74歳女性が運転の車衝突 1人大けが

出典：NHKニュース



文部科学省×学校安全HP:<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

【埼玉県警作成動画】



さすまたの使い方:
<https://youtu.be/BKlUo3uL4?si=dqExO9KRuuL8KKHh>



Ⅱ-1 安全教育 (2) 交通安全

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車(自動二輪車及び原動機付自転車)等の利用ができるようにする。

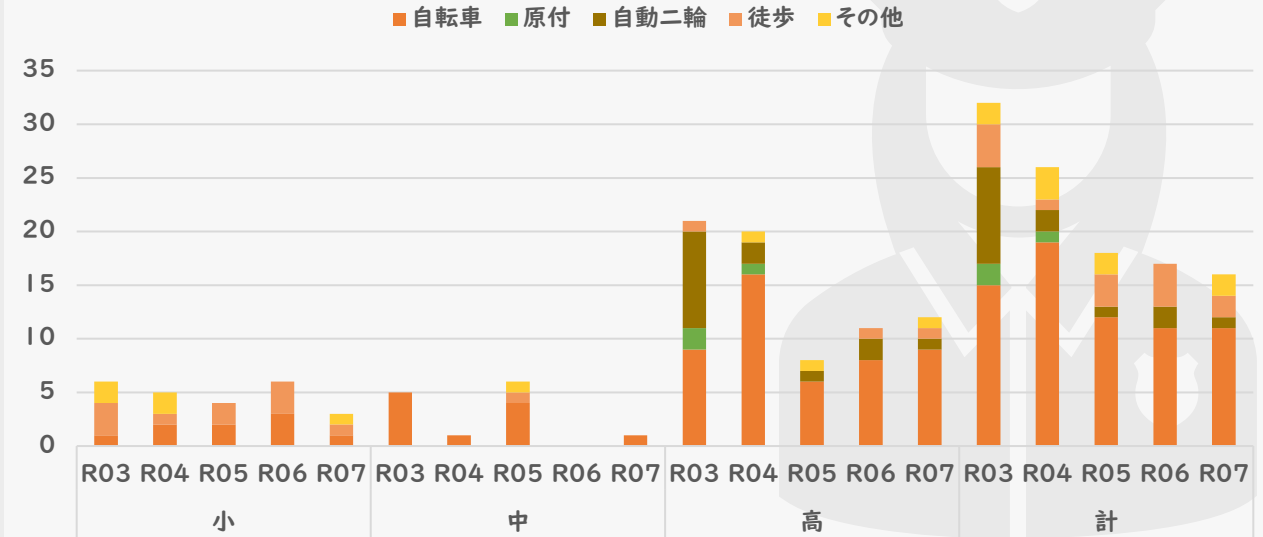
- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 自転車利用時も含めた運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障害のある人、傷病者等の交通安全に対する理解と配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力
- ⑪ 車の自動運転化に伴う課題(運転者の責任)、運転中のスマートフォン使用の危険等の理解と安全な行動の仕方
- ⑫ 消防署や警察署など関係機関の働き

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

【現状と課題】

- 全体の事故件数としては減少傾向にあるが、近年は下げ止まりである。
- 高校生の自転車事故が全体の半数以上を占める。
- 警察のデータによると、中高生の自転車事故者のうち、約8割に何らかの法令違反がある。

重大事故件数の推移 (※R8.2.27時点)



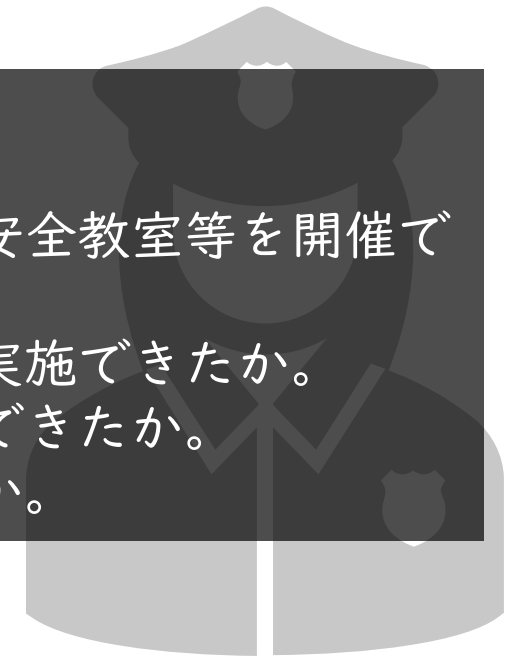
Ⅱ-1 安全教育 (2) 交通安全

【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた交通安全教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 警察等、交通安全の専門家による指導や、ICTを活用した危険予測学習・地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する交通安全教室等を実施するなどし、地域による見守り体制を強化する。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、防犯意識の向上を図る。

【評価】

- 交通安全教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する交通安全教室等を開催できたか。
- 危険予測学習や地域安全マップ作り等、子供の視点を加えた安全教育を実施できたか。
- 警察等、交通安全の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 事故情報などのデータを職員間で共有し、交通安全意識の向上を図れたか。



II-1 安全教育 (3) 災害安全

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水(雪)害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

【現状と課題】

□ 地震や火災についての防災教育は、ほぼ全ての学校で行われているが、弾道ミサイルなど新たな危機事象についての取組も必要である。

□ 避難訓練については、家庭や地域、関係機関と連携した取組を一層推進していくことが重要である。

	どのような防災教育を行っているか				
	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
地震	100.0%	99.4%	100.0%	96.2%	100.0%
突風・竜巻・雹	54.4%	41.3%	20.1%	23.1%	27.3%
大雪	19.1%	16.8%	8.2%	7.7%	12.7%
大雨・豪雨・雷	61.2%	55.6%	30.6%	38.5%	47.3%
土砂災害	26.7%	25.6%	14.9%	15.4%	9.1%
火災	97.0%	92.3%	97.8%	92.3%	96.4%
弾道ミサイル	33.5%	21.9%	15.7%	15.4%	20.0%

令和7年度健康教育実践状況調査より

	関係機関と連携した避難訓練の実施率				
	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
自校のみ	25.4%	45.3%	14.2%	30.8%	7.3%
他の学校と	16.5%	17.7%	1.5%	3.8%	21.8%
保護者と	52.3%	17.9%	0.7%	0.0%	30.9%
地域と	17.6%	10.3%	3.7%	3.8%	3.6%
消防署と	47.6%	35.3%	83.6%	69.2%	80.0%
県や市町村と	12.3%	8.8%	3.7%	0.0%	3.6%

令和7年度健康教育実践状況調査より

Ⅱ-1 安全教育 (3) 災害安全

【対策】

- 児童生徒の発達段階に応じた災害安全(防災)教育を学校安全計画に位置付け、指導時間を確保する。
- 消防等、災害安全(防災)の専門家による指導や、余震を想定する等した実効性のある避難訓練の実施など、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような指導の工夫をする。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防災訓練等を実施するなどし、地域との連携を強化する。
- 発災時の児童生徒の引き渡し方法等、家庭との共通理解を図る。
- 災害情報などのデータを職員間で共有し、防災意識の向上を図る。

【評価】

- 災害安全(防災)教育が学校安全計画に位置付けられ、定期的な見直しが行われたか。
- 地域の多様な主体と連携・協働し、保護者や地域住民等が参加する防災訓練等を開催できたか。
- 発災時の児童生徒の引き渡し方法等について、家庭との共通理解を図れているか。
- 避難訓練の実施時には、教職員と児童生徒がそれぞれ振り返りを行い、子供の視点を加えた安全対策を実施できたか。
- 消防等、災害安全(防災)の専門家と連携した実践的・実効的な安全教育を実施できたか。
- 災害情報などのデータを職員間で共有し、交通安全意識の向上を図れたか。

Ⅱ-1 安全教育 (3) 災害安全 —活用できる教材例—

【文部科学省×学校安全HP】

水害に備えた防災教育 (マイ・タイムラインの活用について)

【マイ・タイムライン】
とは、台風や前線が発生し大雨となり、川が氾濫するまでに、「いつ」「だれが」「なにを」しておけばいいのかを前もって考えておくことで、落ち着いて安全に避難することを目的に、各自で作成する防災行動計画です。

学校の防災教育での活用

河川洪水ハザードマップ等での水害リスクの確認 → 水害時の避難場所や避難行動の確認 → マイ・タイムラインの作成

文部科学省×学校安全HP:
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

【埼玉県教育委員会作成_避難訓練の見直し】

避難訓練の見直し 避難訓練の見直し

避難訓練の見直し 避難訓練の見直し

避難訓練の見直し:
<https://youtu.be/004Ik-La50g>



Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ア 学校環境

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【学校保健安全法】

第26条(学校安全に関する学校の設置者の責務)

学校の設置者は、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては、**当該学校の施設及び設備の安全点検**、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画(学校安全計画)を策定し、これを実施しなければならない。

第28条(学校環境の安全の確保)

校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その**改善を図るために必要な措置を講じ**、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る。

安全管理の対象

外部との接点が多いことにも注意



運動場、プール等の体育施設、倉庫etc



教室、廊下、階段、トイレ、特別教室、体育館、寮、寄宿舍etc

Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ア 学校環境

学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようによることである

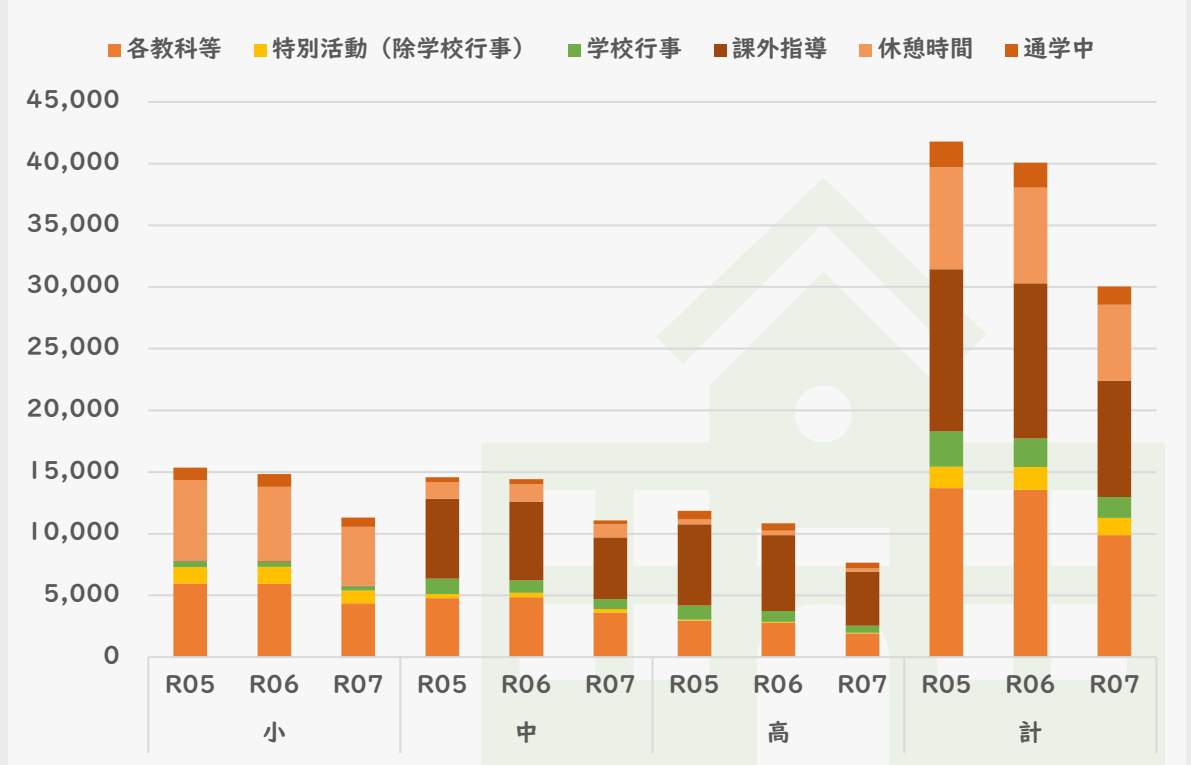
※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【現状と課題】

- 各教科等での事故発生件数は、小学校が最多で、中学校、高等学校と少なくなる。
- 小学校では、休憩時間中の事故が多発。
- 中学校・高等学校では、課外指導中（主に部活動）の事故が多くなる。

- 各校種における事故発生の傾向を十分に把握し、児童生徒の行動により生じる危険を早期に発見、未然防止の措置をとることが重要である。

学校における負傷等の事故発生状況：埼玉県



出展：独立行政法人日本スポーツ振興センターより ※R7はR8.2月末の数値

全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

※文部科学省『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

【対策】安全点検の適切な実施と改善措置

【学校保健安全法施行規則】

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、**毎学期一回以上**、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、**臨時に、安全点検**を行うものとする。

第29条 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について**日常的な点検**を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

安全点検の種類	時期・方法等
定期の安全点検	・毎学期1回以上
臨時の安全点検	・学校行事の前後 ・暴風雨、地震等の災害時 ・近隣で危害の恐れのある犯罪発生時 など
日常の安全点検	・毎授業日ごと

事故につながる行動をしていないか

危険につながる 機器・設備は 変化がないか 安全な状態にあるか

実際に使用する児童生徒の視点を加える



文部科学省HP: <https://anzenkyouiku.mext.go.jp/anzenken/index.html>

効果的に安全点検を推進するためのノウハウ集

専門家の活用

デジタル技術の活用

地町等との連携

文部科学省

全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場면을抽出・分析・管理し、PDCAサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

※文部科学省『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育より

【対策】不審者侵入防止のための3段階のチェック体制の徹底

不審者侵入防止のための3段階の観点

- ① 校門(正門・裏門)の管理
施錠管理、利用課所・利用時間の指定、来訪者向けの案内 など
- ② 校門から校舎入口までの動線の指定
受付の案内、通行場所の指定、死角の排除 など
- ③ 校舎入口での受付管理
入口・受付の指定、名簿・受付簿の記載、名札の着用 など

文部科学省×学校安全HP:
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/news/2024-04/index.html>



Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

【対策】各時間の特徴に応じて適切な措置をとる



休み時間

- 施設や設備に不備や危険はないか
- 不備のあるものや場所には、使用禁止等が明示されているか
- 事故につながる行動をしていないか
etc



部活動

- 参加人員およびその健康状態が把握され、活動状況に危険はないか
- 活動時刻、場所に無理や危険はないか
- 用具や設備に、不備や危険はないか
- AEDは正常に使用可能な状態か
etc



授業時

- 授業時はもとより、授業前から児童生徒の心身状態の把握に努めているか
- 教材、用具の整備がされており、その使い方について児童生徒によく理解させているか
- 個に応じた適切な配慮がなされているか
etc



給食時

- 食事を運搬する方法・経路に危険はないか
- 配膳する時の取扱いに危険はないか
- 食物アレルギーへの対応について、各学校のマニュアルに従った対応をしているか
etc

Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

【対策】事故統計や事故事例等を活用し、事故の発生状況や原因・関連要因等を把握する。

The screenshot shows the homepage of the JAPAN SPORT COUNCIL website. The header includes the logo and navigation links for Japanese and English. Below the header, there are navigation tabs for 'Home', 'Disaster Relief Payment', 'Accident Prevention', 'Publications', and 'Notice'. The main content area features a banner with a group of smiling children in a natural setting, with the text '子どもたちの元気な笑顔を守るために。' (To protect the bright smiles of children). Below the banner, there is a paragraph of text and a button labeled 'Disaster Relief Payment Information'.

The graphic is a blue-bordered box with a QR code icon in the top right corner. The text inside reads: '学校等事故事例検索データベース' (School Accident Case Search Database). Below this, it states: '災害共済給付がなされた9,562件の死亡・障害事例を検索できます' (You can search for 9,562 cases of death and disability where disaster relief payments were made). To the right of the text is an illustration of two children playing soccer.

A callout box with a green background and a hand icon pointing to the text. The text says: 'ここがポイント！ / 統計データに基づいた正しい事故防止対策ができる！' (This is the point! / You can implement the correct accident prevention measures based on statistical data!).

日本スポーツ振興センターHP:
<https://www.jpnsport.go.jp/azen/Default.aspx>

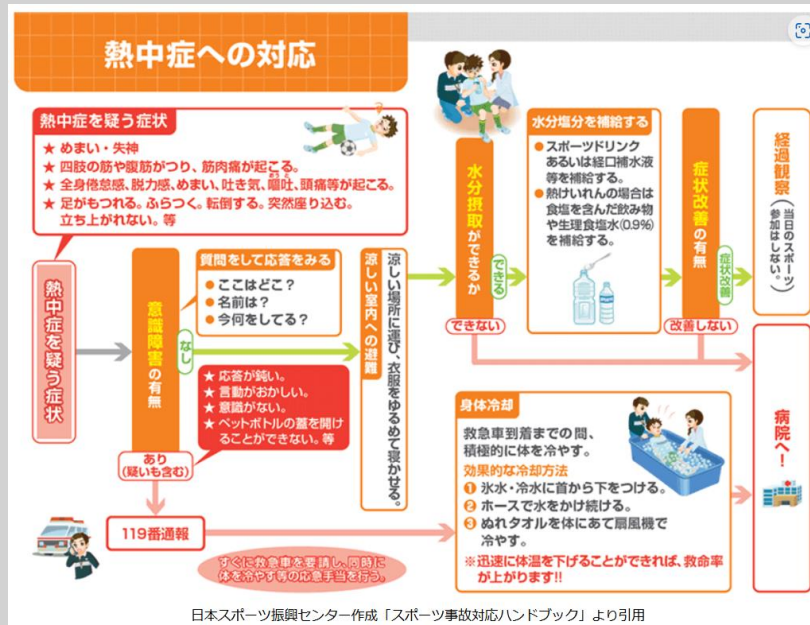


Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 イ 学校生活

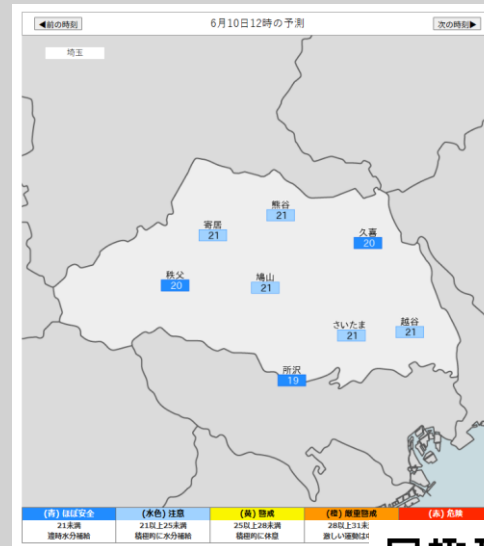
学校生活の安全管理は、休み時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校における全ての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【対策】熱中症への対応



熱中症発生時の対応を明記するとともに、発生予防のため、**活動場所での暑さ指数(WBGT)**を常に把握することが重要。



文部科学省×学校安全HP:
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>



環境省HP:
https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_dat a.php



Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理 ウ 通学

児童生徒等の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者や警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等との連携を図り、取り組むことが重要である。

学校保健安全法第27条に規定する学校安全計画に基づき、各学校において児童生徒等に対する通学路における安全指導を行うこととともに、第30条において警察やボランティア団体等地域の関係機関・関係団体等との連携に努めることとされていることから、各学校においては適切な対応に努めることが求められている。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【対策】安全な通学方法の策定・実施

【学校保健安全法】

第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画(学校安全計画)を策定し、これを実施しなければならない。

- 警察や地域ボランティア等の関係者と協議して、可能な限り安全な通学路を設定する。
 - 交通事故の発生状況
 - 不審者被害の発生状況 など
- 定期的に通学路の安全点検を行い、児童生徒が1人になる区間や危険個所を関係者と共有する。
- 自転車での通学では、道路交通法の順守やヘルメットの着用、車両の整備等について、児童生徒への指導を含めて安全管理を行う。
- 登下校中に災害等が発生した場合は、自宅か学校の安全で近い方へ向かうことを保護者と学校で共通理解を得ておく。
- 地域安全マップ作りなど、児童生徒が自ら考え、主体的な行動につながるような取組を行い、危険予測及び回避能力を身につけさせ、安全教育と安全管理を一体的に行う。

Ⅱ-2 安全管理 (1) 事故等の未然防止のための安全管理

【評価】

□ 学校環境の安全管理

- 学校安全計画や危機管理マニュアルは、適切に機能するよう見直しを行ったか。
- 安全点検を確実に実施し、適切な改善措置を行ったか。
- 不審者侵入防止3段階のチェック体制が適切に機能するよう整備されているか。
- AEDは正常に使用可能な状態で、利用者に所在がわかりやすいようになっているか。

□ 学校生活の安全管理

- 全ての教育活動を通して、その時間の特徴に応じた安全管理体制がとられているか。また、教職員の共通理解が得られているか。
- 夏場においては、暑さ指数(WBGT)を把握した上で適切に活動しているか。
- スポーツ振興センターの学校等事故事例データベースなどを活用し、全国の発生事例を参考に対策を講じているか。

□ 通学の安全管理

- 通学路を定期的に点検し、危険個所の把握に努めているか。
- 通学路安全点検の結果を保護者や地域に共有するなどし、学校・保護者・地域が連携した見守り体制がとられているか。
- 交通事故発生状況や不審者被害発生状況などを活用し、学校周辺の危険個所等を把握するとともに、児童生徒に周知しているか。
- 自転車通学については、道路交通法の順守やヘルメットの着用など、具体的な指導を行っているか。

II-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【現状と課題】

【学校保健安全法】
第29条(危険等発生時対処要領の作成等)
 ○学校においては、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた**危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)**を作成するとともに、校長は、**職員に対する周知、訓練の実施**その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

❑ 危機管理マニュアルは全ての学校で作成されているが、より実効性のあるものとするため、学校・地域の実情に合わせて絶えず見直しを行うとともに、有事に職員が適切な対応をとれるように、訓練の実施などを通じ、全職員で共通理解をはかる必要がある。

危機管理マニュアルに記載している事項					
	小学校	中学校	高校 全日制	高校 定・通	特別支援 学校
交通事故発生時の対応	99.7%	100%	99.3%	100%	98.2%
地震	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
突風・竜巻・雹	85.8%	81.8%	97.8%	100.0%	98.2%
大雪	49.5%	48.1%	50.0%	46.2%	32.7%
大雨・豪雨・雷	90.0%	88.3%	100.0%	100.0%	100.0%
火災	94.1%	94.0%	77.6%	73.1%	85.5%
土砂災害	41.4%	40.7%	55.2%	61.5%	34.5%
弾道ミサイル	69.0%	63.5%	100.0%	96.2%	98.2%
新たな危機事象 (インターネット上の犯罪等)	44.0%	44.2%	39.6%	38.5%	30.9%
熱中症への対応	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.2%
地域での不審者情報	81.1%	80.3%	59.0%	53.8%	43.6%
学校への犯罪予告	39.3%	38.7%	38.1%	23.1%	12.7%
傷病の発生	82.0%	84.0%	78.4%	69.2%	76.4%
急病等による心肺蘇生	77.7%	78.3%	70.1%	65.4%	69.1%
学校給食時等の食中毒、異物混入等	71.3%	62.1%	22.4%	30.8%	52.7%
学校給食や教材によるアレルギー、 アナフィラキシー	88.0%	80.6%	41.8%	61.5%	80.0%
学校への不審者侵入	100.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

令和7年度健康教育実践状況調査より

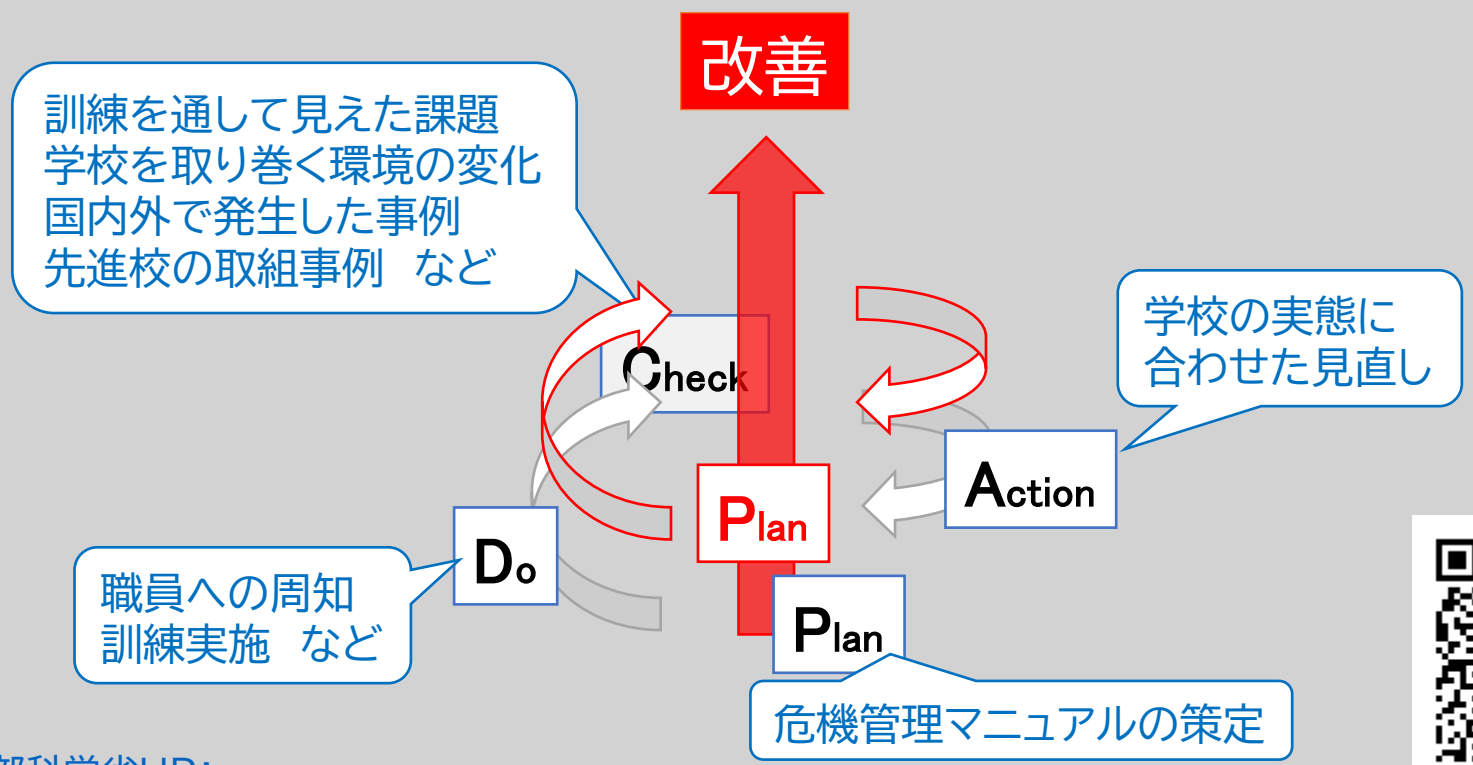
Ⅱ-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【対策】危機管理マニュアル見直しのPDCAサイクル



文部科学省HP:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm



子供たちの命を守るために

学校の「危機管理マニュアル」等の
**評価・見直し
ガイドライン**

文部科学省

Ⅱ-2 安全管理 (2) 事故の発生に備えた安全管理

【評価】

- 様々な事象に対する危機管理マニュアルの作成・見直しが行われているか。
 - 交通事故発生時の対応
 - 地震・火災・大雨・土砂災害といった自然災害
 - スマートフォン、SNSの普及に伴う犯罪被害やテロ、弾道ミサイルといった新たな危機事象
 - 傷病の発生、食中毒やアレルギー、アナフィラキシー
 - 学校への不審者侵入 etc

- 危機管理体制について、教職員が理解し適切な対応ができるよう、研修や訓練を行ったか。
 - 有事の際の情報伝達体制（教職員・児童生徒・警察・消防・教育委員会・近隣学校etc）
 - 校外学習等を行う際には、児童生徒への事前指導を十分実施するとともに、危機管理体制が十分機能するよう、教職員の役割分担等を行う。
 - 事故現場や医療機関に教職員を派遣するとともに、関係機関や保護者等への連絡を素早く行う。
 - 事故現場に居合わせた教職員が速やかに応急手当を行い、必要に応じて119番通報を行うとともに、他の教職員の応援を求める。 etc

- 事故発生時には、5WIH（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように）に基づき、正確な情報を得ることが周知されているか。

Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 一安否確認一

危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。
また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。
さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげる
ことが重要である。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

【安否確認の留意点】

- 児童生徒が学校内にいる場合、負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- 休み時間や放課後などは、児童生徒の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた、それぞれの担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
- 職員室や事務室など、各学校で情報を集約する場所、総括担当者を決め、確認を進める。
- 学校の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、ICTを活用する等、連絡・通信手段の複線化を図っておく。



Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 ー引渡しー

児童生徒等の登下校の安全確保を図るために、学校に待機させるか、保護者に引き渡すかなど、状況を把握し、児童生徒等の安全を第一に考えた判断をする必要がある。校長は、緊急の対応を実施することを全ての教職員に周知し、事前に定められた役割分担に従い、直ちに具体的な対応を行う。事故等により停電で情報手段が遮断されることも予想されることから、あらかじめ学校と保護者との間で対応を確認しておくことが大切である。また、地域住民、保護者、ボランティア等の対応状況を確認した上で、必要に応じて学校が行う緊急対応への支援を求めるなど、地域と効果的に連携することが必要である。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

【引渡しの留意点】

- 引渡しの判断基準を決めておく。
 - 通学路に被害が発生していないか。
 - 地域の被害が拡大するおそれがないか。
 - 下校の時間帯に危険が迫っていないか。
 - 引き渡す保護者にも危険が及ばないか。
- 「引渡しカード」を活用して、引渡し訓練を実施するなど、児童生徒及び保護者と共通理解をはかっておく。
- 家庭の状況により、保護者の帰宅が困難になる児童生徒については、学校に留め置くなど事前に協議し確認をしておく。



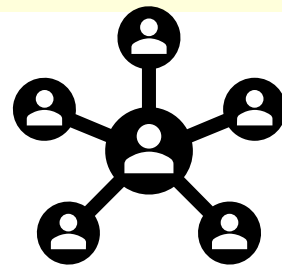
Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 一避難所としての対応一

災害後の避難所の開設は、避難所の所在する自治体が主体となり、地域防災計画等に基づき自主防災組織等と施設管理者の協力を得て行われる。避難所の運営管理等は本来的には防災担当部局が責任を有するものであるが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きな場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の運営管理等について中心的な役割を担う状況が考えられる。しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する場合も含め、事前に教育委員会、防災担当部局や地域住民等関係者・団体と協議し、避難所となる場合の運営方策(運営体制、避難所としての施設の使用について等)に関して確認しておくなど、できる限り地域住民等が主体的に運営ができる状況をつくっておくことが重要である。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【避難所としての対応の留意点】

- 児童生徒が在校している場合
 - 児童生徒の安全の確保を第一に対応する。
- 児童生徒が在校していない場合
 - 児童生徒の安否確認、教育活動の早期再開に係る業務を優先する。
- 学校施設が避難所となる場合には、各自治体の防災担当部局等と教職員が協力できる内容についてあらかじめ調整しておくとともに、運営方策を検証、整備しておくことが重要である。



Ⅱ-2 安全管理 (3) 事後の対応 一調査・検証・報告・再発防止一

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施することや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められる。

「学校事故対応に関する指針」(文部科学省 平成28年3月(令和6年3月改訂)、以下「指針」という)では、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて事故等の防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となる内容をまとめている。特に、事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止策等については、当該指針を十分に踏まえて対応することが重要である。具体的に、学校設置者は、学校管理下で死亡や重篤な負傷・疾病を伴う事故等が発生した場合には、指針に基づき、当該事故等に至る過程や原因の分析を行う「詳細調査」を行い、実効的な再発防止の取組につなげていくことが必要である。

※文部科学省『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』より

【対象となる事故の種別】

- 学校管理下(登下校時含む)における
 - 負傷・疾病
 - 交通事故
 - 熱中症
 - 不審者被害
 - 暴力被害
 - 性に関する被害
 - 自然災害による被害
 - 水難事故・山岳事故



【報告対象】

- 左記の事故のうち、以下の状況のいずれかに当てはまる場合、速やかに報告をする
 - 死亡事故
 - 意識不明(ICUに入る等を含む)
 - 身体の欠損(歯を含む)
 - 身体機能の喪失
 - 治療に関する期間が30日以上の負傷や疾病

【基本調査】および【詳細調査】の実施の判断は学校の設置者が行う。

Ⅱ-3 組織活動 (1) 学校における体制整備

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。

併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

※文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』より

【学校における体制整備の留意点】

□ 校内の協力体制

- 学校安全の中核となる教職員を校内分掌で明確化する。
- 危機管理マニュアルに全ての教職員が果たすべき役割を明確化する。
- 職員会議、学年会、校内研修会等、あらゆる場と機会を活用して、意図的に話し合いが進められるようにし、日頃から教職員の危機管理意識の維持高揚が図られるようにする。

□ 教職員研修の実施

- 教職員が学校における組織体制や安全教育の重要性と緊急性を十分認識するよう、学校や地域の実態に即した実践的な研修を実施する。
- 県主催の研修会等に参加した教職員は、提供された情報を校内で伝達・活用する。



Ⅱ-3 組織活動 (2) 家庭・地域・関係機関との連携

学校安全の活動を効果的に進めていくためには、安全教育、安全管理の活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付けることが重要であり、教職員の役割分担と連携は、全教職員の共通の理解の上に立って各自の適切な行動に結び付けられるよう、形式的なものではなく機能的で実践的なものとすることが求められる。

併せて、学校と家庭、地域の関係機関・団体等及び学校相互の連携や情報交換を密にし、地域ぐるみで安全を守り、安心して学校生活を送れるように環境を整えるとともに、児童生徒等へ実践的な安全教育を実施する必要がある。

※文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」より

【家庭・地域・関係機関との連携の留意点】

□ 学校安全推進のための連携体制づくり

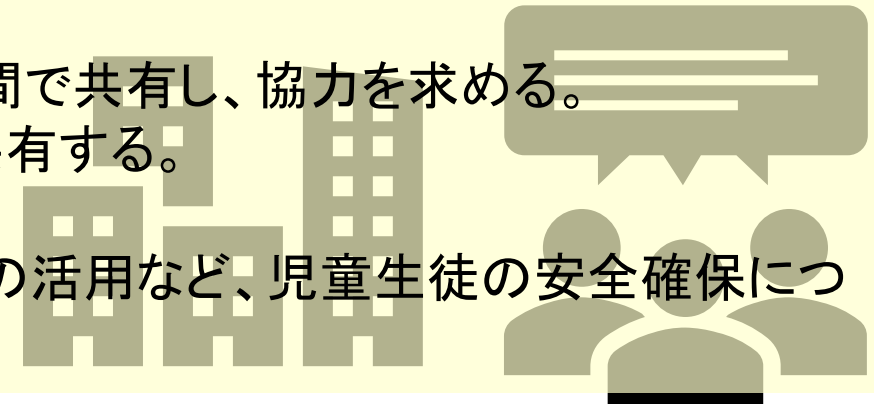
- 地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行う。
- 関係機関・団体、民間事業者や自治体の関係部局等と連携して、地域特性等に応じた効果的な安全教育、安全管理を行う。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて、保護者や地域住民、関係機関等に意見・助言を聴取する。

□ 家庭、地域との連携・協働

- 学校の安全教育・安全管理の方針等を保護者や地域住民との間で共有し、協力を求める。
- 家庭も学校と一緒に安全教育に取り組んでいくという考え方を共有する。

□ 地域の住民やボランティア等との連携方策

- 「見守り活動」や「通学路の安全点検」及び「こども110番の家」の活用など、児童生徒の安全確保について、ボランティア団体等と連携を図りながら取り組んでいく。



Ⅱ-3 組織活動

【評価】

□ 学校における体制整備

- 校務分掌に学校安全の中核を担う管理職以外の教職員が位置付けられているか。
- ヒヤリハット事例の周知等、重大事故防止のための校内研修を実施しているか。
- 警察と連携したさすまた訓練等、不審者侵入に備えた校内研修を実施しているか。
- 校内および近隣学校と情報共有できる体制が整備されているか。 etc

□ 家庭・地域・関係機関との連携

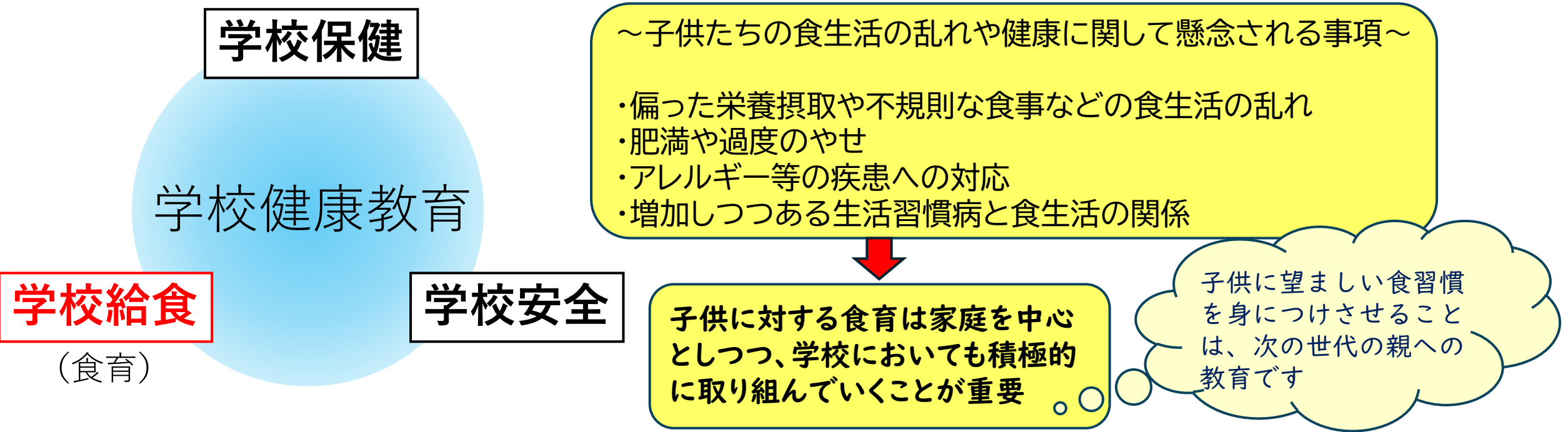
- 学校応援団、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、地域と協働して学校安全に取り組んでいるか。
- 学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しについて、保護者や地域住民、関係機関等から意見・助言を聴取しているか。
- 安全点検や見守り活動等にボランティア等の参画を促し、児童生徒や保護者の視点を加えているか。
- 学校施設が避難所となる場合には、各自治体の防災担当部局等と連携や調整をはかり、協力する体制が構築されているか。 etc

Ⅲ 学校における食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、児童生徒の健康を取り巻く問題が深刻化している。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要である。

成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものである。

こうした現状を踏まえ、児童生徒が**食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付ける**ことにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎を培うことができるよう、学校給食の教育的意義を改めて認識しつつ、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっている。



Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校においては、これまでも、給食の時間や関連の教科等の時間を通じて、食に関する指導が行われてきているが、現行の学習指導要領の総則では、小・中学校、高等学校、特別支援学校ともに「学校における食育の推進」がこれまで以上に明確に示されている。食に関する指導に当たっては、給食の時間を中心としながら、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)、特別活動の時間はもとより、各教科等での指導を相互に関連させながら学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であるとしている。

学習指導要領

・平成29年に告示された小・中学校、特別支援学校小・中学部の学習指導要領の総則に、「**学校における食育の推進**」がこれまで以上に**明確に位置付けられた**。

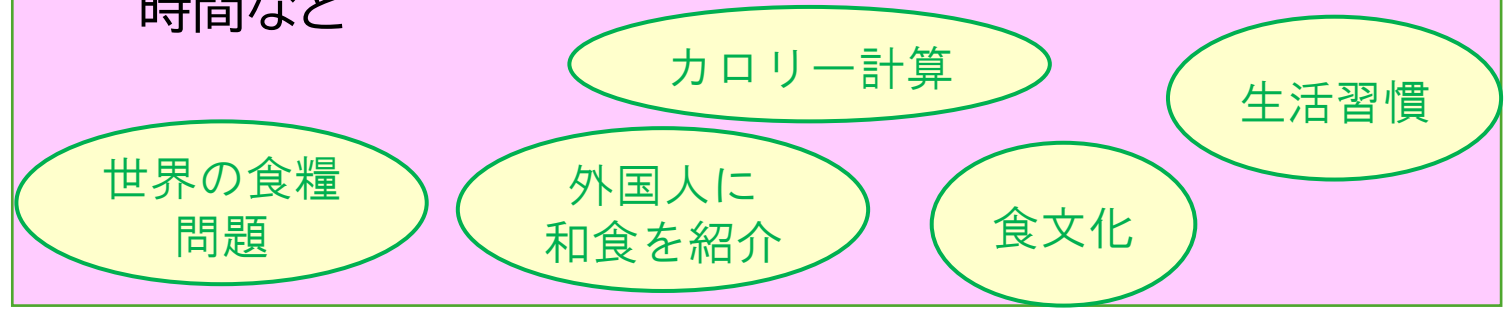
・食育の推進については、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動の時間はもとより、**各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間等**が**加えられた**。

【学習の目標が食育と関連している教科等】

◎家庭科、体育・保健体育、特別活動など

【内容の一部や題材を食育と関連付けることができる教科等】

◎国語、数学、社会、理科、家庭科、体育・保健体育、道徳科、外国語(外国語活動)、特別活動、総合的な学習の時間など



【食に関する指導】

(1) 給食の時間の指導

給食の時間における食に関する指導

(2) 教科等の指導

教科等における食に関する指導

(3) 個別的な相談指導

食に関する健康課題を有する児童生徒
に対する個別的な指導



食に関する指導の手引—第二次改訂版—(平成31年3月):

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

食に関する指導の目標

(知識・技能)

食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにする。

(思考力・判断力・表現力等)

食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養う。

(学びに向かう力・人間性等)

主体的に、自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を養う。

食育の視点

食事の重要性	食事の 重要性 、食事の 喜び 、 楽しさ を理解する。
心身の健康	心身の成長や健康の保持増進の上で 望ましい栄養 や 食事のとり方 を理解し、 自ら管理していく能力 を身に付ける。
食品を選択する能力	正しい知識・情報に基づいて、 食品の品質 及び 安全性 等について 自ら判断できる能力 を身に付ける。
感謝の心	食べ物を大事にし 、 食料の生産等に関わる人々へ感謝する心 をもつ。
社会性	食事の マナー や食事を通じた 人間関係形成能力 を身に付ける。
食文化	各地域の産物 、 食文化 や食に関わる 歴史 等を理解し、 尊重する心 をもつ。

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育を進めていく上での対策

ア 食に関する指導体制の整備・改善・充実

- 各学校における教育の方針や指導の重点などに食に関する指導を位置付ける。
- 校内の組織・体制を見直し、食育を推進する組織(委員会)を位置付ける。その際、既存の組織(学校保健委員会等)と兼ねて設置する、新しく専門委員会を立ち上げる等、各学校の実情に応じて、推進体制を整える。
- 食育を推進する組織・体制の中から、全体計画の作成や家庭・地域の連携を図るコーディネーター役となるリーダーを選任する。栄養教諭が中核となることが望ましい。
- 各学校において食育を推進する際には、「計画(P)」「実践(D)」「評価(C)」「改善(A)」のPDCAサイクルに基づいて行う。

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育を進めていく上での対策

- イ 学校や家庭・地域の実態に即した食に関する指導の全体計画の作成及び改善
 - 学校教育活動全体で継続的、組織的に食育を推進するため、校長のリーダーシップの下、食に関する指導の全体計画を作成するとともに、全教職員で共通理解を図る。
 - 学校や学年の実態に基づいた指導の目標を設定し、食育に関する取組を教育課程に位置付ける。
 - 各教科等で実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるとともに、教科等横断的に指導する。
 - 学校給食と各教科等を関連付けた指導を実践するため、その活用時期を明確にする。
 - 食に関する指導を家庭や地域にどのように働きかけるか明確にする。
 - 食に関する指導の全体計画は、毎年度、学年末に修正・改善を図る。

学校における食育を進めていく上での対策

ウ 食に関する指導の改善・充実

- 栄養教諭、学校栄養職員等の専門性を生かす場面を設定し、教職員の連携を図った指導を工夫する。
- 学校給食を通して食事の重要性や感謝の心、食文化等に触れる、学校給食を各教科等における指導と関連付ける等、学校給食を「生きた教材」として効果的に活用する。
- 児童生徒の発達の段階に応じて、食に関わる地域の方をゲストティーチャーとするなど、食に関する知識や能力等を身に付けるための体験活動を工夫する。また、体験活動を学びにつなげる工夫をする。

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育を進めていく上での対策

Ⅰ 家庭・地域との連携

- 献立表や給食だより等による情報発信、各種たよりや学校保健委員会、PTA活動など、あらゆる機会を通して、継続的に啓発を行う。
- 食に関する指導の授業公開や、地域の協力を得ながら進める親子体験活動等の工夫を図るなど、学校・家庭・地域が連携し合い、食への意識や関心を高める食育活動を一層推進する。

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育を進めていく上での対策

学校における食育推進のポイント

校長先生のリーダーシップ
全教職員の共通理解



食に関する指導の組織的・計画的な実施

推進体制の整備

- ・食育推進委員会の設置
- ・既存の組織を活用

全体計画の作成

- ・実態把握からか課題を明らかにする。
- ・食に関する指導の目標を設定する。

計画に沿った実践

評価・改善・次の計画へ

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育を進めていく上での対策

学校教育の中には「食育科」といった、食育を集中的、重点的に指導する時間はなく、食育のための特別な時間も設けられていないため、学校の教育活動全体を通して推進していくことになる。

教科横断的な食に関する指導のポイント

【学習の目標が食育と関連している教科等】

- ◎ 家庭科、体育・保健体育、特別活動など

【内容の一部や題材を食育と関連付けることができる教科等】

- ◎ 国語、数学、社会、理科、家庭科、体育・保健体育、道徳科、外国語(外国語活動)、特別活動、総合的な学習の時間など

世界の食糧
問題

外国人に
和食を紹介

生態系

生活習慣

食文化

カロリー計算

Ⅲ-1 食に関する指導 (1)学校における食育

学校における食育の評価

次の視点で活動状況を評価する。

食に関する指導を推進する組織・体制は機能していたか。

食に関する指導の全体計画は、実効性のあるものであったか。

全体計画に基づき、教科等における食に関する指導を実施することができたか。

教員と栄養教諭、学校栄養職員等とのチーム・ティーチングによる食に関する指導が行われたか。

家庭・地域との連携を昨年以上に実施することができたか。

Ⅲ-2 学校給食

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達、健康の増進、体位の向上に資するものである。また、食育を生きた教材として活用することにより、食事の重要性や食に関する正しい知識、食文化への理解と関心を深めるなど、高い教育効果が期待できる。こうしたことから、学校給食は、学校給食法の趣旨を踏まえ、教育活動としての様々なねらいに基づいた実施が必要である。



フラワーロールパン 牛乳
ひき肉とポテト・ボイルドエッグのモルネーソース
深谷産ブロッコリーとショートパスタのペペロンチーノ
秋の茸のクリームスープ
たっぷりみかんのオレンジゼリー

パレスホテル大宮総料理長の毛塚様監修の「シェフ給食」を実施。

併せて、マネージャーの平林様によるテーブルマナー教室を同時開催し、マナーを教えていただきながら、給食を食べました。

ホテルから、テーブルクロスやナプキン、食器類をお持ちいただき、本格的なマナー教室を実施していただきました。

(越谷西特別支援学校HPより抜粋)

【栄養管理】

学校給食の栄養管理は、文部科学省が定める学校給食実施基準に基づき適切に行う。ただし、適用にあたっては、個々の児童生徒の健康状態及び生活活動の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

また、地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、児童生徒が地域の自然や文化、生産者等に対する関心と理解を深めることができることから、学校給食に積極的に地場産物を活用することが求められている。



Ⅲ-2 学校給食 (2)食物アレルギー

公立小・中・高(定時制)・特別支援学校に在籍する食物アレルギーがある児童生徒は、35,287名(※)で、ほぼすべての学校に食物アレルギーのある児童生徒が在籍している。(令和6年5月1日現在)食物アレルギーのある児童生徒数は年々増加している。

また、令和6年度、学校給食を起因として食物アレルギー症状等を発症した事例及び誤食をした事例は、97件(※)である。このうち、学校給食を食べて新規に食物アレルギー症状を発症した事例が11件、保護者の申出がない、以前から同様な症状があったが気にしていなかった、解除申請があったなどの理由により発症した事例があることから、どのような場合においても、適切な緊急時対応ができる体制を学校で整備することが重要である。

(※さいたま市を除く)

Ⅲ-2 学校給食 (2) 食物アレルギー



学校における 食物アレルギー対応マニュアル

【6訂】



埼玉県マスコット「コバタン」&「さいたまっちゃん」

令和5年2月

埼玉県教育委員会



学校のアレルギー疾患に対する 取り組みガイドライン (令和元年度改訂)

文部科学省 | 厚生労働省 | 農林水産省 | 国土交通省 | 環境省 | 消費者庁 | 経済産業省 | 建設省 | 国土交通省 | 国土交通省 | 国土交通省

◆「学校における食物アレルギー対応マニュアル」等を参考とした**対応の見直し**、**組織的な対応の徹底**

◆「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の活用
→アレルギー状況の**正確な把握**、**全教職員への情報共有**、児童生徒に対する注意喚起等

◆家庭科での調理実習時の留意点
→**食材等の事前確認**
→**保護者や関係機関との情報共有**

学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】：
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/saishuban-asshukuban-foodallergy6teiichibushusei.pdf>

学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)：
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/226>

安心・安全な学校給食

Ⅲ-2 学校給食 (2)食物アレルギー

食物アレルギー対応における対策(組織的な対応)

ア 食物アレルギー対応委員会の設置

校長を委員長として、**組織的に対応する体制**の整備を行う。

イ 対応申請の確認から対応開始までの手順の決定

食物アレルギー対応を希望する保護者には、「**学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)**」の提出を必須とする。また、対応開始前には、面談を実施し、委員会で個別の取組対応プランを決定する。これらの情報はすべての教職員に周知し共有する。

・学校は、管理指導表に基づき、**保護者と協議し取組を実施する。**

→ **丁寧な個別の対応を！**

・食物アレルギーの児童生徒等に対する給食での取組などが必要な場合には、保護者に対しさらに詳細な情報や面談を求め、総合して活用する。

・保護者との面談の前には、**学校関係者間の共通理解**が必要。

Ⅲ-2 学校給食 (2)食物アレルギー

食物アレルギー対応における対策(安全な提供に向けて)

ウ 献立の作成と検討

食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。

エ 給食提供のための体制づくり

オ 給食提供のための調理作業

カ 教室での対応

日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを決定する。

食物アレルギー対応における対策(緊急対応)

キ 緊急時の対応

児童生徒が誤食、症状出現時の緊急時対応について、具体的に確実に対応できる体制を整える。

新規発症もあることから全ての教職員が適切な対応がとれるよう情報を共有し準備をする。

なお、対応は「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に沿って実施する。

学校における食物アレルギー対応マニュアル【6訂】(11ページ参照):
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/27132/saishuban-asshukuban-foodallergy6teiichibushusei.pdf>


食物アレルギー緊急時対応マニュアル

異変に気がいたら子供から目を離さない

助けを呼び、人を集める

迷ったらエビベン®を打つ!
ただちに119番通報

下の症状から重症度を判定し、速やかに行動する

<p>全身の症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>ぐったり <input type="checkbox"/>意識もうろう <input type="checkbox"/>尿や便をもらす <input type="checkbox"/>脈が触れにくいまたは不規則 <input type="checkbox"/>唇や爪が青白い 	<p>少なくとも5分ごとに、繰り返し症状を観察経過・内服・エビベン®使用の時刻を記録</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">©埼玉県</p>	
<p>呼吸器の症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/>声がかすれる <input type="checkbox"/>犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/>息がしにくい <input type="checkbox"/>持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/>ゼーゼーする呼吸 	<p><input type="checkbox"/>数回の軽い咳</p>	
<p>消化器の症状</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>持続する強いお腹の痛み(がまんできない痛み) <input type="checkbox"/>繰り返し吐き続ける 	<p><input type="checkbox"/>中等度のお腹の痛み</p> <p><input type="checkbox"/>1~2回のおう吐</p> <p><input type="checkbox"/>1~2回の下痢</p>	<p><input type="checkbox"/>軽いお腹の痛み(がまんできる)</p> <p><input type="checkbox"/>吐き気</p>
<p>目・口・鼻・顔面の症状</p>	<p><input type="checkbox"/>顔全体の腫れ</p> <p><input type="checkbox"/>まぶたの腫れ</p>	<p><input type="checkbox"/>目のかゆみ、充血</p> <p><input type="checkbox"/>口の中の違和感、唇の腫れ</p> <p><input type="checkbox"/>くしゃみ、鼻水、鼻づまり</p>
<p>皮膚の症状</p>	<p><input type="checkbox"/>強いかゆみ</p> <p><input type="checkbox"/>全身に広がるじんま疹</p> <p><input type="checkbox"/>全身が真っ赤</p>	<p><input type="checkbox"/>軽度のかゆみ</p> <p><input type="checkbox"/>数個のじんま疹</p> <p><input type="checkbox"/>部分的な赤み</p>

上記の症状が1つでもあてはまる場合

緊急

受診

注意

①エビベン®を使用

②救急車を要請(119番通報)
→緊急時連絡先医療機関に連絡
→保護者に連絡

③その場で安静を保つ(*)
→立たせたり、歩かせたりしない

④その場で救急隊を待つ

⑤可能なら内服薬を飲ませる

*安静を保つ体位

◇ぐったり、意識もうろうの場合、仰向けにして足を15~30cm高くする

◇吐き気・嘔吐がある場合、横向きに

◇呼吸が苦しく仰向けになれない場合、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

①内服薬を飲ませ、エビベン®を準備

②速やかに医療機関を受診(救急車の要請も考慮)

③急速に進行する場合
→「緊急」の対応

④座位にして会話をしながら観察すると、急変に対する判断・対応がしやすい

①内服薬を飲ませる

②「急速に進行する」又は「悪化が予想される」場合
→「受診」「緊急」の対応

③少なくとも1時間は観察完全によくなるまで目を離さない

監修: さいたま市民医療センター小児科 西本 創
 作成: 学校における食物アレルギー対応に関する課題検討委員会(埼玉県教育委員会)
 環境再生保全機構「よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック」を加工して作成

Ⅲ-2 学校給食 (3) 衛生管理

児童生徒に衛生的で安全な食事を提供することは、学校給食の根本である。

よって、衛生管理の日常点検を励行し、学校給食関係者の衛生管理意識を高め、安全な給食を実施できる管理体制を整備し、「学校給食衛生管理基準」(平成21年文部科学省告示第64号)に基づいた衛生管理の徹底を図ることが重要である。

学校給食における衛生管理は、この「学校給食衛生管理基準」に基づいて実施することとされているが、基準の遵守が十分でない調理場も少なからず見受けられる。

学校給食に関する事故(埼玉県)

		原因	食材
令和2年6月	八潮市	病原大腸菌O7	海藻サラダ
令和3年2月	上尾市	ウエルシュ菌	不明
令和3年3月	朝霞市	検収ミス	ドーナツ
令和3年3月	朝霞市	調理ミス	皿うどん
令和4年11月	県立学校	確認ミス	シチュー

衛生管理に関する対策

ア 学校給食実施者の責務

- 学校給食関係者のみならず受配校も含め、教職員にも衛生管理の徹底を図る。
- 各種委員会において、栄養教諭や学校栄養職員、保護者等の意見が十分尊重され、学校として衛生管理の徹底が図れる仕組みを整える。

イ 衛生管理に配慮した学校給食施設・設備の整備及び管理

学校給食施設がウエットシステムである場合は、ドライ運用を徹底させる。

☆ ドライ運用のポイント

- ・調理機器・器具や床等に熱湯をかける作業をしないこと。
- ・ザル等に必ず水受けを使うこと。（水受け付き台車、ボウル、トレイ等）
- ・野菜の洗浄は、水が跳ねないように丁寧に行うこと。
- ・野菜を切る際、シンクの端にまな板を載せて作業を行わないこと。
- ・調理機器の洗浄水は、床に流さないように工夫すること。

衛生管理に関する対策

ウ 調理従事者への衛生管理指導の徹底

- 文部科学省「学校給食調理場における手洗いマニュアル」に基づいた正しい手洗いを遵守する。
- 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアルPart I・II」に基づいた適切な食品及び調理器具等の洗浄・消毒を実践する。
- 加熱及び冷却温度を測定した場合は、速やかに記録しておく。

エ 作業工程表と作業動線図の作成

- 主として二次汚染防止のために作成するものである。
- 調理場の実態に応じた作業工程表及び作業動線図を作成し、作業前の打合せにおいて活用する。

調理場における洗浄・消毒マニュアル:

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1266268.htm

学校給食調理場における手洗いマニュアル:

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040316.htm



☆ 作業工程表

各調理員の主に午前中における作業について、作業内容を時間を追って示す。

☆ 作成に当たって明確にする事項

- ・ 汚染作業区域と非汚染作業区域の区分（下処理と調理）
- ・ 献立名
- ・ 時間（タイムスケジュール）
- ・ 担当者
- ・ 調理作業の内容（時間帯によって仕事内容が空欄になっているところはないか）
- ・ 衛生管理のポイント（手洗い、エプロン交換、温度確認など）
- ・ リスクが高い食品については、担当者と扱う時間、衛生管理点を明確にする

☆ 作業動線図

食品の動線を示し、交差汚染を防ぐために作成する。

☆ 作成に当たって明確にすべき事項

- ・ 食品の搬入口
- ・ 食品の保管部分
- ・ 汚染作業区域・非汚染作業区域の区分及び機械器具等
- ・ 汚染作業区域から非汚染作業区域に食品を受け渡す場所又は台等
- ・ 調理後の食品の保管場所（配膳棚や配膳室等）
- ・ 献立名及び使用されている食品名
- ・ 汚染度の高い食品と汚染させたくない食品

衛生管理における評価

次の視点で衛生管理を評価する。

- 「学校給食衛生管理基準」や「学校給食調理場における手洗いマニュアル」、「学校給食における洗浄・消毒マニュアル Part I・II」を遵守しているか。
- 施設設備の問題点を把握、整理し、計画的に整備、改修等を実施しているか。
- ウエットシステム調理場においては、ドライ運用を徹底しているか。
- 汚染作業区域・非汚染作業区域の明確な区分ができているか。
- 作業工程表、作業動線図を作成し、作業前に確認しているか。
- 配食を行う児童生徒や教職員の健康状態を把握し、個人別に記録しているか。
- 検食を適切に実施し、記録を残しているか。
- 食品の選定等の委員会を実施し、保護者や衛生管理の専門家の意見等を取り入れるような仕組みを整えているか。